令和6年6月25日

# 長野県議会(定例会)会議録

第 2 号

## 令 和 6 年 6 月

# 第434回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

## 令和6年6月25日(火曜日)

## 出席議員(56名)

1	番	竹	村	直	子	27	番	小	Щ	仁	志
2	番	小	林	陽	子	28	番	竹	内	正	美
3	番	林		和	明	29	番	宮	下	克	彦
4	番	勝	Щ	秀	夫	30	番	大	畑	俊	隆
5	番	グ	レー	ト無	茶	31	番	寺	沢	功	希
6	番	奥	村	健	仁	32	番	共	田	武	史
7	番	青	木		崇	33	番	髙	島	陽	子
8	番	垣	内	将	邦	34	番	荒	井	武	志
9	番	早	Ш	大	地	35	番	埋	橋	茂	人
10	番	佐	藤	千	枝	36	番	続	木	幹	夫
11	番	丸	Щ	寿	子	37	番	中	JII	博	司
12	番	小	林	君	男	38	番	両	角	友	成
13	番	勝	野	智	行	39	番	清	水	純	子
14	番	加	藤	康	治	40	番	小	池	久	長
15	番	小	林	あ	や	41	番	酒	井		茂
16	番	清	水	正	康	42	番	堀	内	孝	人
17	番	向	Щ	賢	悟	43	番	依	田	明	善
18	番	Щ	田	英	喜	44	番	Щ	岸	喜	昭
19	番	大	井	岳	夫	45	番	小	林	東一	一郎
20	番	丸	茂	岳	人	47	番	毛	利	栄	子
21	番	花	岡	賢	_	48	番	和	田	明	子
22	番	望	月	義	寿	49	番	宮	澤	敏	文
23	番	Щ	口	典	久	50	番	丸	Щ	栄	
24	番	藤	岡	義	英	51	番	小	池		清
25	番	][[	上	信	彦	52	番	宮	本	衡	司
26	番	百	瀬	智	之	53	番	西	沢	正	隆

54 番 風 間 辰 56 番 萩 原 清 佐々木 55 番 祥 57 番 服 部 宏 昭 説明のため出席した者 知 事 <u>[]</u> 部 守 \_\_ 農政部 長  $\sqrt{|}$ 林 茂 樹 副 知 事 関 昇一郎 林 務 部 長 須 藤 俊 危機管理監兼危 建設部長 新  $\blacksquare$ 恭 士 沢 前 直 隆 機管理部長 建設部リニア整 室 賀 荘一郎 之 備推進局長 企画振興部長 清 水 裕 企画振興部交通 会計管理者兼会 林  $\sqrt{|}$ 真 人 尾 島 信 久 政策局長 計局長 総務部長 渡 辺 高 秀 公営企業管理者 吉 沢 正 企業局長事務取扱 県民文化部長 直 江 崇 財政課長 新 納 節 久 県民文化部こど 橋 高 寿 明 も若者局長 育 長 教 武 田 育 夫 健康福祉部長 笹 渕 美 教 育 次 長 米 沢 馬 香 環境部長 孝 諏 訪 治 教育次長 曽根原 彦 好 産業政策監 山  $\mathbb{H}$ 明 子 警察本部長 鈴 木 達 彻 産業労働部長 務 部 長  $\mathbb{H}$ 中 達 批 小野田 博 诵 產業労働部営業 査 委 員 増 志 田 隆 合 津 俊 雄 局長 選挙管理委員会 北 生 島 靖 観光スポーツ部長 加 藤 浩 委員長 職務のため出席した事務局職員 事務局長 涉 宮 原 議事課担当係長 萩 原 香 晴 事 課 長 武 議事課主査 矢 島 Ш 田 淳 貴 議 議事課企画幹兼 総務課庶務係長 矢 島 修 治 千鶴子 山 本 課長補佐 総務課主任 東 方 啓 太 議事課委員会係長 間 風 真 楠 輝 総務課主事 古 林 祐

#### 令和6年6月25日(火曜日)議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑 知事提出議案(日程追加)

#### 本日の会議に付した事件等

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

#### 午前10時開議

○議長(山岸喜昭君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

#### ●知事提出議案の報告

○議長(山岸喜昭君)次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。 「職員朗読〕

令和6年6月25日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和6年6月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 26 号 公安委員会委員の選任について

第 27 号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案 参照〕

○議長(山岸喜昭君)以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

#### ●知事提出議案

○議長(山岸喜昭君)本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山岸喜昭君) 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

#### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長(山岸喜昭君)次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。 お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に 対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、西沢正隆議員。

[53番西沢正降君登壇]

○53番(西沢正隆君) おはようございます。自由民主党県議団、長野市・上水内郡区選出の西 沢正隆でございます。

最初に、教職員の不祥事問題についてお聞きいたします。

武田教育長が就任され、最初の県議会であります。武田教育長は、信濃教育会会長、長野県中学校校長会会長、全日本中学校校長会理事、教学指導課長等を歴任され、義務教育教員出身者で初めて教育長に就任されました。これらを踏まえて、以下、質問をいたします。

教員の不祥事については、一般質問で4回、文教委員会で17回取り上げ、ただしてきましたが、いまだにゼロにならず、2023年度は14件と増加傾向になり、残念な気持ちを通り越し、憤りを感じています。

教員の不祥事については、長野県の状況を振り返ると、2009年、酒気帯び防止強化月間を設け、「教職員による不祥事の根絶と信頼回復に向けて」というメッセージが教育委員の連名で出されました。それ以降も、非違行為防止委員会の校内への設置や相談窓口の周知などを行ってまいりました。

しかし、3年後の2012年度には、わいせつ事案に加え、麻薬を輸入する事案まで発生するなど、前年度の2倍の47件の不祥事が発生してしまいました。県教育委員会は、これに対応して、教員の資質向上・教育制度あり方検討会議から提言を受け、コンプライアンス体制の構築、新しい研修体系の作成、人事評価制度の見直しなど全部で46項目の行動計画を策定しました。しかし、2013年度30件と、前年度から減少したものの、7人の逮捕者が出てしまったことから、2014年度にコンプライアンスアドバイザーが設置されました。

その後も、教職員学校評価制度改善の実施等、教員の資質向上・教育制度改善事業、新たな

教員研修体系に基づく総合教育センター研修事業が実施されてきました。その効果があり、2014年度、2015年度はわいせつ事案は1件となりました。しかし、2016年度にわいせつ事案が8件と続出し、わいせつ行為根絶のための特別対策が策定されましたが、その後3件のわいせつ事案が発生してしまいました。

2017年度に「非違行為の根絶に向けて 教え子や家族を悲しませないために」が改訂され、これを全教職員に配付し、研修を毎年重ねてきた結果、2020年度6件、2021年度5件と不祥事は減少傾向になり、一定の効果がありました。しかし、2022年度、12件中わいせつ事案3件、2023年度、14件中わいせつ事案5件と、残念ながら増加傾向になりつつあります。今年度は、現段階で4件の不祥事が起きています。また、先日、部活動の地域移行が推進される中、外部コーチのわいせつ行為が発覚いたしました。

これまでに、県教育委員会としても様々な検証を実施してきました。2019年10月にわいせつ 行為根絶検討委員会で自校の児童・生徒のわいせつな行為に係る検証報告書を取りまとめた結 果、問題行動が起きるプロセスには四つの壁があることが発表されました。特に、わいせつ事 案では、性問題行動というのは、たまたま衝動的に行われるものではなく、四つの壁を越える ことで起きてしまうとのことです。

一つ目は動機の壁で、これは性的に行動したいという思いにつながる満たされない気持ちや 状態にある者がそれを解消するためということです。二つ目は内的壁で、やってはいけないと 判断する人間の心の中にある良心です。三つ目は外的壁で、被害者と2人だけでの接触といっ た外的環境のことです。最後に、四つ目が被害者の壁で、被害者に接触した場合の被害者の抵 抗のことです。この四つの壁を超えてしまうとそういった問題行動が起きてしまうという検証 結果が出されました。

また、2023年2月定例会文教委員会で、「今まで数多くの対策をやってきておりますが、本 当に有効な対策はどのようなものなのか、分析の結果を踏まえ、再度検討していかなければな らないと考えております」と県教育委員会から答弁がありました。

そこで、長い教職員人生に加え、教員を指導する立場を長く務められてきた経験から、長野県の教職員の度重なる不祥事問題についてどう感じてこられ、教育長に就任された現在、どのように対処していくのか。また、なぜ不祥事ゼロを目指しながら、その目標に達せず、不祥事が繰り返されるのか。検証結果を踏まえ、お聞きします。

2021年2月28日に発覚したわいせつ案件の対応について紹介します。

この案件は、2019年に高校教諭によるわいせつ行為が発生し、高校教育課長、教育幹、指導主事の3人が承知していたにもかかわらず、報告をせず、該当教諭は退職。1年半後に教員からの通報により発覚しました。該当教諭には一切の処分が適用されず、一方で、報告しなかっ

た3人にはそれぞれ処分が下されました。報告義務を怠った3名のうち、2名は教育次長、高校教育課長と昇進しましたが、なぜか1年で2人とも異動し、その後にこの案件が発覚しました。発覚は教員からの通報で、教育委員会の相談窓口ではなく、コンプライアンス・行政経営課の窓口に送られ、その理由は、教育委員会の窓口だと握り潰されるおそれがあったからです。

これらのことから、私は、文教委員会で、教育委員会は認めませんでしたが、通報した教員が危惧したように隠蔽体質があり、まさにこの案件は隠蔽したことでさらに大きな問題になったことを指摘しました。また、生徒の特定にはつながらないことから、処分された3名については実名を発表すべきであることを主張しましたが、ガイドラインにより実名は発表できないとのことでした。

報告義務を怠った教員は、処分された後も高校校長会会長、2年定年延長して校長を続けられました。このことから、教育委員会の処分の甘さと隠蔽体質が露呈したことを感じました。 管理職に対して処分後も厳しい対応をするべきであったと今でも思います。

以上のことから、教育委員会の隠蔽体質、仲間意識が強く、仲間に甘いと思いますが、不祥 事後の処分についての教育長の御所見をお聞きします。

教職員の不祥事がなくならない中、教員は、懲戒処分が下され、教員免許が失効されても、 3年たてば教員免許の再交付が可能でありました。これにより、再交付された後、他県で講師 として採用され、再び性犯罪を行った事例があります。

現在、県教育委員会では、文部科学省の官報情報検索ツールで性犯罪の履歴についてチェックしていると聞いています。わいせつについて、教員による児童生徒性暴力防止法が2022年4月に施行され、再び教壇に立つことを極めて難しくする再授与審査が2025年以降に始まるとのことです。また、性犯罪がないか確認する制度、日本版DBSを導入するための法律が今国会で成立いたしました。

そこで、子供たちを性犯罪から守るためにも、今後も様々な取組を実践していかなければならないと考えますが、教育長の御所見をお聞きします。

次に、小中学校校長会について、県中学校校長会長等を歴任された教育長にお聞きします。 市町村小中学校校長会は、義務教育を担う学校間の連携を密にし、適切な学校運営を行うた め、長野県や全国の校長会とも連携し、調査研究などの事業を行っている任意団体であります。 補助金が各市町村から各校長会に出されています。

松本市では、市立の小中学校が47校ありますので、1校当たりの補助単価を2万円として補助しています。使途の内訳は、各種団体への負担金59万円、研修費29万円、消耗品費6万円であります。松本市が県校長会への負担金の一部を補助し、小学校では、県小学校校長会負担金29万9,600円、県小・中校長会事務局運営負担金23万8,000円で、中学校では、県中学校校長会

負担金17万4,800円、県小・中校長会事務局運営負担金16万1,500円となっています。長野市からも総額410万円の補助金が各校長会に出ています。

そこで、各市町村から負担金が納入される県小・中学校校長会の予算規模と総会の有無についてお聞きいたします。そして、どのような事業を行い、どのような成果を上げているのか、教育長にお聞きいたします。

2020年11月定例会文教委員会で問題提起をした小中特別支援学校教職員名簿についてお聞きします。

長野県の義務教育の管理職以外の人事を、毎年、県教育委員会、市町村教育委員会、校長会が覚書を交わして行い、各校長が一般教員の人事異動の原案を作成するために名簿が活用されています。名簿の単価は、北信版8,500円、東信版7,200円、南信版7,000円、中信版が6,100円と、各地区学校数、教職員数により価格に相違があります。各市町村で年間合計392冊、総額247万円で名簿が販売されていました。

違和感を感じたのは、各地区の校長会が作成した名簿を市町村教育委員会が一旦購入し、校 長会にその名簿を配付して人事を行っていたところであります。各校長が名簿を作成し、地区 ごとにまとめて名簿にしていたのですが、教職員人事のことですから、そもそも市町村教育委 員会が名簿の印刷費等を支払っていれば、違和感を持たず、安価に作成できていたものと考え ます。なぜ各校長会から市町村教育委員会が名簿を購入してきたのか、疑問があります。いつ からやってきたかは文教委員会の質疑では明らかになりませんでした。私が文教委員会で指摘 し、名簿のデジタル化を提案した2020年度にこの名簿の販売は取りやめ、現在は、市町村教育 委員会から教職員配置表が県に提出され、名簿を電子化し、県教育委員会が管理するようにな りました。教育委員会にしてはスピーディーな対応であると感じました。

そこで、各校長会から小中特別支援学校教職員名簿が販売されるようになった経緯と、なぜ 急遽取りやめとなったのか、理由をお聞かせ願います。また、校長会の今後の在り方について 教育長にお聞きいたします。

次に、県立高校での個人情報紛失についてお聞きいたします。

先週、県立高校で卒業生を含む生徒369人分の個人情報が入ったUSBメモリーが紛失したことが判明しました。県教育委員会にUSBメモリーを拾得したとの封書が届きました。

大きな問題は、USBメモリーの回収のめどが立っていないことと、紛失した教職員がこの報告義務を怠っていたことであります。そこで、教育長に今回の事件について説明をいただき、対象校では把握をしていたのか、お聞きいたします。現在はクラウド等を利用するのが一般的でありますが、各県立高校にはクラウドは整備されているのか。また、USBメモリーに個人情報を移すことが可能か等の個人情報の管理と運用のルール、さらには再発防止対策について

教育長にお聞きいたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長(武田育夫君)御質問についてお答えいたします。

まず、教職員の不祥事問題に関する私の所感についてでございます。

学校に勤務していた当時は、ほとんどの教職員は子供のために一生懸命働いているにもかかわらず、ごく一部の教職員の非違行為により長野県教育全体の信頼が失墜し、批判されることは誠に残念であり、非違行為を起こした教職員には公教育を担う使命感が欠如しているのではないかと憤りを感じておりました。

教育長に就任し、どのように対処するかについてでございますが、一つには、教育への信頼を失墜させる行為に対しては厳正に対処してまいりたいと考えております。もう一つは、教職員がその使命を完遂できるよう働く環境を整えてまいりたいと思います。この二つを柱にして不祥事問題に対処してまいりたいと考えております。

次に、検証結果を踏まえ、不祥事がゼロにならず繰り返される原因についてでございます。これまで、研修など様々な取組をしてきたにもかかわらず不祥事が繰り返されることは、誠に遺憾であります。その原因について、心理学の専門家からは、研修が一方的な説明にとどまり、教職員の心に響く研修が不足しているのではないか。また、教職員間で悩みを共有できたり、心の内面に潜む窮状に気づく職場環境が形成されておらず、悩みを持つ教職員が孤立しているのではないかなどの指摘をいただいているところでございます。こういった点を踏まえ、これまでの取組に加え、新たな対応を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、2022年に施行された法に基づき子供たちを性犯罪から守る取組ということについてで ございます。

私は、教育で最も大切にすることは、子供たちの心と体の安全を確保することであるという ふうに考えております。議員御指摘の子供たちを性犯罪から守るための取組の重要性について は、私も全く同感でございます。官報情報検索ツールに加え、今後運用が始まる免許状の再授 与審査や日本版DBSを含め、様々な制度を活用し、子供たちを性犯罪から守る取組を進めて まいる所存でございます。

続きまして、県小学校長会、中学校長会の予算規模や総会の有無及び実施事業とその成果に ついての御質問でございます。

県小学校長会及び中学校長会は任意の団体であり、会員である校長の会費で運営していると 承知しております。県小学校長会は年間1,700万円ほど、県中学校長会は1,300万円ほどで運用 していると聞いており、予算案及び決算案については全校長が出席する総会で審議をし、他団 体からの監査員による監査を行っていると承知しております。

校長会は、教育課題解決のため、研究調査委員会をつくったり、独自に研修をしたりしている団体でございます。校長間の情報交換や研究協議により、特色ある学校づくりや児童生徒の 学力向上などに資しているというふうに考えております。

教職員の名簿の販売についての御質問でございます。

公立小中学校教員の人事については、長野県教育委員会と市町村教育委員会とで交わしている覚書に従い、校長が人事の原案を作成することとしており、人事異動業務の基礎資料として校長会が教職員名簿を作成し、業者に印刷・製本を依頼してきたと承知しております。

校長が使用する名簿でありますが、市町村教育委員会が必要な場合には原価で提供してきた ということでございます。校長購入分の費用については、市町村教育委員会によっては全額ま たはその一部を補助してきたというふうに聞いております。

印刷・製本を廃止した理由でございますが、1冊の単価が高額になってきたこと、それに加え、個人情報保護の観点からデジタルデータによる管理に移行したというふうに聞いております

今後の校長会の在り方でございますが、長野県教育委員会と校長会は両輪として長野県の教育を支えてきたと考えております。今後も、長野県教育の発展のために校長会の果たす役割に期待するものでありますが、働き方改革等の観点から、今後の校長会の在り方については課題を共有してまいりたいというふうに考えております。

先週発生した県立高校での個人情報紛失についてでございます。

まずは今回の事案の概要についてでございます。

6月18日、県教育委員会宛てに、拾ったUSBメモリーの中に学校の情報が入っており、一部に個人情報が含まれていることを知らせる匿名の文書が送られてまいりました。これを受け、県教育委員会として、送られてきた文書からUSBメモリーを紛失した教職員を特定し、本人に確認を行ったところでございます。

USBについては、令和4年度までのデータが含まれていること、また、その一部に生徒等369名分の氏名、住所、生年月日及び生徒130名分の英語の成績等個人情報が含まれていることを確認いたしたところでございます。なお、今回の指摘を受けるまで、そのUSBメモリーを紛失していることに当の本人は気づいておりませんでした。対象校では、生徒や保護者の皆様に謝罪及び説明を行うとともに、卒業生に対しては謝罪文を送付する予定でございます。

次に、クラウドの整備の状況及び個人情報の管理運用についてでございます。

クラウドは、全ての県立学校で教職員や生徒に対して容量を決めて利用が可能となっておりますが、個人情報などの重要性の高い情報については、クラウドではなく学校からのみアクセ

スできる県立学校専用のサーバーを利用しております。また、個人のUSBメモリーを公務に使用することは禁じており、今回の事案については、個人のUSBを用い、所定の手続の下、校外に持ち出したものではありませんでした。

今後の個人情報の管理徹底、再発防止についてでございます。

今回の事案において個人情報の管理が徹底されていなかったことを受け、県教育委員会としては、事案の詳細について調査を実施し、本人に対して厳正な処分を行ってまいります。また、今後も、所管する県立学校において、個人用USBの公務への使用禁止の徹底や、個人情報等の重要性の高いものについて県の指定するサーバーへの保存等、情報管理ルールを徹底し、再発防止に努めてまいる所存であります。

このたびの事案に関しまして、皆様方及び県民の皆様に御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを、この場をお借りして深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

不祥事の処分についての御質問でございます。

2021年に発覚した非違行為事案については、当時の担当課が事案を認識した際に、報告を行った校長と担当課のみで非違行為に至らないと判断したということでございまして、県教育委員会として組織的な判断を行うに至らなかった、そのことがその後の対応が適切に行われなかった原因でございます。

一方、適切な対応を怠った関係者に対する懲戒処分等については、県教育委員会が定める懲戒処分等の指針や教職員の非違行為に係る公表ガイドラインに従い、適正に懲戒処分及び公表を行ったというふうに認識しております。また、懲戒処分等を受けた教員をその後校長に任用したことについても、管理職登用の資質の判断に問題はなかったというふうに認識しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、本事案を受け、不祥事が生じた場合、担当課のみでなく、 局内で情報を共有し、連携して対応してまいるように改めたところでございます。各事案の対 応に当たっては、懲戒処分等の指針に基づき適正に行っているものと考えておりますが、県民 の皆様の信頼を損なうことのないよう今後も厳正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番(西沢正隆君) それぞれ答弁をいただきました。今残念だったのは、謝罪が一番最後になったことです。まずは謝罪をしてから説明に入っていただきたかったというふうに思います。 不祥事の問題で、一番の被害者は児童生徒であります。担任が該当者であれば、子供たちのショックは計り知れないと考えています。

今日はなかったのですけれども、私が質問すると、「信州教育の信頼回復に全力を挙げて取

り組んでまいります」と、いつもそういった答弁であります。教育問題が山積している中、 様々な取組をさらに実践し、教育長を先頭に信州教育の信頼回復に取り組むことを強く要望い たします。

隠蔽、処分の関係です。

近頃発生した外部コーチのわいせつ事案ですが、1か月報告なし、USBメモリー紛失も報告がないということで、隠蔽体質がまだ抜け切れていないと思います。処分については、ガイドライン等の見直し、処分のルールを強化する必要があります。オープンな教育委員会が不祥事の根絶にもつながると考えます。

そして、性犯罪については、親の気持ちとして、性犯罪者には二度と教壇には立ってもらいたくありません。部活の地域移行が進む中、外部コーチについてもチェックしていく仕組みが必要であります。

先ほど、校長会の話がありました。補助金や負担金で運営される校長会ですが、人事に使う 名簿の売買や、市町村校長会は事務局がなく担当校長が事務局運営を担っているなど、慣例で 運営されていると感じました。働き方改革、教員不足の時代に、もしかしたら校長が教壇に立 つという時代になるかもしれません。時代に合った校長会に見直す時期であると考えますので、 先ほど教育長から答弁もあったように、そんなことも御検討をいただければと思います。

USBメモリー紛失については、早期の回収に努め、再発防止対策を徹底してください。 次に、危機管理対策についてお聞きします。

本年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、6月4日現在、死者260人、行方不明者3人、負傷者1,316人、全壊8,424棟、半壊2万461棟の被害状況で、今なお2,854人の方々が避難所生活を強いられています。改めて犠牲者の皆様に哀悼の意を表し、被災者の方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

災害時には、速やかに初動体制が取れるかが重要であります。長野県は、過去に、地震をは じめ、噴火、水害、雪害、地滑り災害等を経験したことから、災害支援体制のノウハウを蓄積 してきました。災害レベルにより招集体制が決まっていて、訓練が何度も繰り返されてきまし た。災害はいつ起きるか分かりません。そのいつ起こるか分からない災害に速やかに対応する ことが県民の安全・安心の確保につながります。

危機管理部として、現在でも自衛隊OB、警察などを加え、体制を整えていますが、今後起きるかもしれない様々な災害に備え、災害支援に特化した危機管理の特命チームの設置が重要と考えます。このことについては、2021年9月定例会一般質問で、県民の安全・安心を確保するための危機管理体制を万全にするべく、人事異動のない危機管理のスペシャリストで構成される知事による特命チームを設置することを提案したところ、知事からは、「今後の組織の在

り方、検討の視点としても、やはり専門性が高い人材の育成、人事配置、こうしたものについても引き続き取り組んでいきたいと考えております」との答弁がありました。そこで、3年たった現在、現状について知事にお聞きします。

県は、能登半島地震を教訓に、地震災害死者ゼロを目標に地震防災対策強化アクションプランのたたき台を発表いたしました。大地震発生時に孤立集落が多く発生すると言われる長野県においては、様々な対策が必要であります。

アクションプランのたたき台では、重点項目に避難所の質の改善が掲げられています。そこで、災害時の避難所ではトイレ問題が常に課題になっているところですが、今回のプランにおいて避難所の質の改善を重点としたコンセプトと、プランのたたき台段階にもかかわらず今定例会で組立て式トイレの備蓄のための予算計上をした狙いを危機管理部長にお聞きいたします。

また、災害時のトイレ環境が考慮されつつありますが、災害の規模によってはその数や長期の使用となった場合の対策は十分とは言えません。人の営みがある限りし尿は必ず発生し、その処理が必ず必要となります。大規模災害からの復旧に時間がかかる場合、不衛生な環境によってもたらされる感染症や、水の摂取を減らすことによって血管障害やエコノミークラス症候群などの健康障害を引き起こします。そのためにも、災害時の十分なトイレ対策が必要不可欠となります。

全国浄化槽団体連合会が提案する浄化槽を活用した避難所トイレシステムは、新たに避難所トイレ用浄化槽を設置し、平時は雨水をためる貯留槽として活用し、災害時にはためた水を洗浄水用にプールや組立て式水槽にくみ上げ、空になった避難所トイレ用浄化槽の上に避難所トイレを設置する方法です。

加えて、災害対応型LPガスバルク供給システムは、LPガスのバルク貯槽と供給設備と消費設備をセットにしたもので、地震や津波など大規模災害により電気や都市ガス等のライフラインが寸断された状況においても、LPガスによるエネルギー供給を安全かつ迅速に行うことを目的として開発されたシステムです。この災害対応バルク、LPガス空調非常用発電機等を災害時の避難所となる学校体育館に導入するよう、長野県LPガス協会から毎年県へ要望が出されています。

以上のことから、避難所で有効に活用できる浄化槽を活用した避難所トイレシステムと災害 対応バルク等のLPガス関連機器の避難所等への導入について、危機管理部長に御所見をお聞 きします。

#### 〔知事阿部守一君登壇〕

○知事 (阿部守一君) 危機管理対策に関連して、私には人材育成、人事配置について御質問をいただきました。

西沢議員御指摘のとおり、災害に備えた専門性の高い人材をどう育て、配置するかは極めて 重要な課題だというふうに思っております。特に、様々な施策、事業を県として行っておりま すけれども、この危機管理の分野はまさに県民の皆様方の命に直結する分野でありますので、 それだけ人事配置にも意を用いていかなければいけないというふうに考えております。

まず、人材の育成という観点では、前回御質問をいただいて以降、新たに消防庁、内閣官房など国の危機管理所管部局に対して職員派遣を行わせていただいております。このことによって国の対応等についても知ってもらう、また、国の立場から全国の都道府県、市町村の対応状況についても把握をしてもらいたいというふうに思っております。

また、本年1月に発生した能登半島地震に際しては、様々な応援を行っているわけでありますけれども、特に危機管理業務経験を有する職員を中心にリエゾンとして派遣させていただいています。もとより被災地支援を行うという観点での派遣ではありますが、そのことを通じて実際の被災地における対策、対応についても学んでもらっている状況でございます。

また、人事配置につきましては、御質問にもありましたように、県警や自衛隊における業務経験をお持ちの方を配置してきておりますし、危機管理部においては、危機管理部あるいは危機管理業務の経験を有する職員を優先的に配置してきております。現在の前沢危機管理監兼危機管理部長は危機管理部通算8年目ということで、様々な災害対策・対応を経験している職員でありますし、そのほかの職員も、危機管理部の経験を持つ職員を重点的に配置しているところであります。

こうした取組を行ってきているわけでありますが、さらに県庁全体で専門性の強化ということが重要だと思っています。かえるプロジェクトは、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる環境づくりとともに、まさに県民の皆様方にとって本当に役に立つ県組織にしていくということを目標に掲げているわけでありますが、このかえるプロジェクトのタスクフォースの提案の中でも、職員の専門性向上に向けた人事制度の改革ということが大きなテーマとして指摘され、提言を受けているところでございます。専門性の向上、特に、職員一人一人にとっては自分のスキルの向上にもつながるものでありますし、また、県民の皆様方にとっては行政サービスの質を高めていくということにも直結するわけであります。

そういう観点で、現在、県庁内で職員の専門性を高めるための人事制度の導入について具体 的な制度設計の検討を行っているところでございます。この危機管理部門に限らず、県組織全 体の能力向上、そして、一人一人の職員がやりがいを持って取り組むことができるような人事 制度になるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

[危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇]

#### ○危機管理監兼危機管理部長(前沢直隆君) 私には2問頂戴いたしました。

まず、アクションプランにおいて避難所の質の改善を重点項目とした考え方と、組立て式トイレ備蓄の予算計上の狙いについてでございます。

能登半島地震の避難所運営支援に入っていた本県職員の声や国の検証によりますと、発災当初の避難所は過密でございまして、段ボールベッドやパーティション等の設置スペースもなく、トイレも必ずしも衛生的とは言えないという状況で、大変厳しい環境であったというふうにお聞きしております。

本県は、避難所の環境改善に向けまして、令和元年の災害以降、避難所TKBの環境向上を掲げ、様々な取組を進めてきたところではございますけれども、いま一度、大量の避難者が一度に押し寄せる状況への備えは大丈夫か、その際、量はもとより質の面も見直す必要はないかという問題意識の下で、今回、避難所の質の改善をアクションプランの重点項目に掲げまして、一層の取組を検討してまいりたいという趣旨でございます。

とりわけトイレにつきましては、ライフラインの復旧が進まずに使用できない期間が長期化したり、道路状況等により国や他県からの仮設トイレの到着にも相当の日数を要したという課題が明らかになっております。なおかつ、トイレを我慢することで、食事、水分を控えて、健康被害の発生、さらには災害関連死を引き起こしてしまうような悪循環は絶対に避けなければならないというふうに考えておりますので、今回の補正予算では、いつ起こるか分からない大地震に備えまして、速やかに快適なトイレ環境を提供する体制を整えるために、バリアフリーに対応し、プライバシーも守られる水洗式の組立て式トイレを県内広域に備蓄するための経費ということで計上したところでございます。

次に、浄化槽簡易トイレシステム、それからLPガス関連機器の避難所への導入についてで ございます。

堅牢で被災時でも水洗トイレの利用や衛生環境の維持が可能という浄化槽の特徴を生かすということで、非常に優れたシステムだというふうに思っておりますが、一方で、想定収容人数を踏まえた容量確保が大丈夫か、あるいは豪雨のときなどに土砂・雨水の流入、逆流を防ぐような構造ができるかというような課題も指摘されているところでございますので、今後そういった課題をクリアして実用化になったときには積極的に市町村にも働きかけをしていきたいと思っております。

また一方で、LPガスの関連機器、とりわけ災害対応型LPガスバルク供給システムにつきましては、電気や都市ガスの供給停止時には大変有効なシステムだと考えておりまして、既に県では平成29年度に消防学校にも導入しておるほか、昨年度は下條村の中学校にも導入されたとお聞きしております。

引き続き、県の総合防災訓練の展示や市町村向けの避難所環境向上研修等を活用しまして、こういった機器のよさについて周知、導入促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番(西沢正隆君) 知事からは様々な3年間の経緯を説明いただきました。

県民の安心のため、やはり職員の異動が非常に弊害になっていると私は思うのです。今、スペシャリストで8年いるという答弁がありました。ぜひそういったスペシャリストの集団をつくって様々な災害が予測される中、県民の安全・安心を守るため、初動体制が速やかに取れるさらなる組織構築を要望し、質問といたします。

○議長(山岸喜昭君)次に、小林東一郎議員。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番(小林東一郎君)信州教育が抱える様々な課題に対しどのように解決を図っていかれるのか、4月に就任された武田教育長の所信を順次伺ってまいります。

教員不足が全国的な課題となっています。本県においても、5月1日の時点で、公立学校において、義務教育36名、高校6名、特別支援学校8名の欠員が生じています。県立高校で欠員が生じるのは初めての事態であり、県教育委員会が義務教育を含め状況調査を始めた21年度以降最多と、教育現場での人手不足が深刻の度合いを増しています。

管理職や主任クラスの教員に負担がのしかかり、講師に頼らざるを得ないにもかかわらず、 講師登録が減り続ける。何よりも、混乱が直接児童生徒に及ぶといった状況があります。この 状況は、教育長が目指すところの子供を中心とする教育の場づくりとは真逆の方向です。

欠員対策の教員配置は、本年度は4名から9名に増員され、最大2か月派遣で年間54名分を カバー、産・育休代替教員も今年度は4名から7名に増員になり、最大3か月で28名分の代替 を担うものですが、その間に講師が見つかる保証があるわけではありません。欠員対策の教員 配置が十分だとお考えですか。

県教育委員会は、これまで、長期的な採用計画に基づいて適切な人数を採用していると繰り返し主張してきました。にもかかわらず、なぜ欠員が生じるのか。早期退職者の増加が勘案されていないとも感じますが、その原因をどのように分析され、講師に頼らざるを得ない状況をいかに打開されようとしておられるのか、伺います。

本年4月、中央教育審議会の特別部会は、残業代を支払わない代わりとして支給される教職調整額を現行の4%から10%以上に引き上げるとする文科省素案を大筋で了承しました。しかし、現場からは、残業を減らすための法改正が先、この方向では10年たっても残業時間は減ら

ないとの声が聞こえてきます。

一方で、財務省は大幅な予算増に難色を示しているとも報道されていますが、教職調整額引上げ案についての評価を伺います。あわせて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が、児童生徒と向き合い、教育を進めていく教員本来の働き方を実現するために備えるべき姿についての所見もお聞きします。

現行の教職調整額について、教育長は、今の教員の勤務状態に合っていないとし、議論が必要と言及されています。現場からは、給与額の問題ではない。忙し過ぎる状況の改善にきちんと向き合ってほしいといった声が上がっていますが、教員の働き方改革について、教育長は、量的なものについてはかなりやってきていると定例会見で述べておられます。これは、現場の状況と対策の間にまだ乖離があることの表れであり、改善に向けての今後の対応策をどのようにお考えになっておられますか。

今回の教職調整額引上げ議論の背景に学生の教職離れがあることは、間違いありません。教員採用試験の受験者数は6年連続で低下。昨年度の公立学校教員の選考試験倍率は前年度比0.3ポイント減の3.4倍で、過去最低となっています。その一方で、文科省の22年度調査では、採用後1年未満で退職した公立学校教諭は635人で、データが残る中では過去最多、うち精神疾患が229人にも上っています。

教育長は、新任教員任用式での挨拶で、教育という営みは未来をつくる営みとされました。 未来をつくる営みに従事する教職が若い人たちから選ばれなくなっているとしたら、これは大いなる危機というほかはありません。ブラック教職の払拭なくして教職志望の改善は望むべくもないのですが、子供の成長に関わることができるやりがいのある仕事といった教職の魅力を語るだけで若い人が集まる時代ではなく、やりがい搾取と言われるような状況の改善を進めなければなりませんが、所見を伺います。

#### 〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長(武田育夫君)初めに、欠員対策のための教員の配置についての御質問でございます。 小中学校における急な療体等による欠員に対応するため、本年度、欠員対策のためのサポート教員を昨年度の4名から9名に増員いたしたところであります。これによって全ての欠員に対応できるわけではございませんが、1校当たり最大2か月派遣することによって少なくとも延べ54人分をカバーしているというふうに承知しております。

次に、教員の欠員が生じる原因と対策についてでございます。

教員の欠員が生じる原因といたしましては、特別支援学級の増加や、近年育休を取得する男性職員が増えていること、それに加え、教員採用試験受験者の減少から講師希望者が減少しているといったことが原因として考えられます。

教員不足の解消に向けましては、企業等の協力による外部人材の活用や地域の方々に学校運営を支援いただく等の取組を進め、教員の業務負担を軽減するとともに、働き方を変えていくことが必要であるというふうに認識しております。あわせて、適切な処遇改善を行うことにより、教員のモチベーションや定着率の向上を図り、働きやすさと働きがいを高めていくことが重要であると考えているところでございます。

次に、中教審の教職調整額を引き上げる案に対する評価等の質問でございます。

現行の教職調整額支給率は、いわゆる給特法制定時の勤務状況を踏まえ、月8時間の残業時間を基に定められたものであり、職務内容や働き方が当時から大きく変化する中、50年ぶりに引き上げられることとなれば、教員の給与や労働条件の改善につながる措置と、一定の評価をいたしたいと思います。

勤務時間に応じて残業代を支払うべきという声もございますが、教員の仕事は自発性や創造性に委ねる部分が大きく、職務の線引きが難しいものであり、一律で上乗せする枠組みには一定の合理性があるものと認識しております。

そもそも給特法は、教員の職務の特殊性に配慮した法律であり、公正な給与体系や労働条件を保証するものであると考えておりますが、議員御指摘のとおり、近年、教員の勤務実態に合っていないという声が高まっていることも承知しております。給特法を現状に適合させるためには、長時間労働の是正や業務負担の軽減と併せて若手教員や講師の処遇改善も必要と考えており、本県においても、知事部局と連携しながら教員の働き方や処遇の抜本的な見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教員の働き方改善の策についてでございます。

教職の魅力を語るだけでなく、実際に教職を魅力的なものにするためには、教員に時間的なゆとりと精神的なゆとりを生み出すことが不可欠であると考えております。県教育委員会では、本年度、外部専門家の知見を取り入れた教員業務改善事業に取り組んでおり、塩尻市を働き方改革推進エリアとして、教員の負担となっている業務の見直し、改善策の導入、検証等を進めているところでございます。

この取組から得られた実効性のある改革を保護者や地域の方々の理解を得ながら全県に広げていくとともに、学校と地域の連携を強化し、地域の方に学校行事やイベントをサポートしていただくなど、協力して子供たちを支えることで教員の業務負担の軽減につなげてまいりたいと思います。

働きやすく働きがいのある長野県の学校をつくるため、サポートスタッフの配置や業務改善の推進、地域や関係機関との連携強化など様々な施策を総合的に推進し、長野県で教員として働きたいと思っていただけるような方が増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### [45番小林東一郎君登壇]

○45番 (小林東一郎君) 冒頭でお聞きしたのは、欠員対策の教員配置が十分とお考えかということなのです。今お答えいただいたところでは、年間延べ54人分ということであります。既に50人の欠員が生じている。ここの部分の教員配置が十分なのか、再度お聞きいたします。

難関とされる国立大学の旧帝国7大学に合格した東京圏の高校出身者が、08年度から23年度の15年間で1.68倍に増加したと毎日新聞が報じています。人口変動の影響を排除するため、各地域の18歳人口に占める旧帝大合格者数の割合で比較しても、東京圏は2.09倍で、東京圏以外の1.76倍を上回り、少子化の影響で比率が上昇する中にあっても、東京圏の伸びが大きくなっています。旧帝大のほうが研究環境も整っており、学生を指導する教員の層も厚く、大学としての魅力が大きいことから、いわゆる受験格差は、地方に身を置くものとして憂慮すべきものです。この現象の背景には、地方の基礎学力、言い換えれば受験対応力が東京圏に比べ劣っていること、経済の低迷で地方の家計に余裕が失われていること等があるとされ、改善が望まれます。

本県における旧帝大及び大学進学の状況の推移と、受験格差についての見解を伺います。また、地方が東京圏に劣るとされる基礎学力の向上と個別最適な学びとをどのように関連づけていかれるか、お考えをお聞きします。

昨年度、本県で教員懲戒処分は14件あり、過去5年間で最多となりました。これまで、児童 生徒へのわいせつ行為などの教員不祥事への対応として研修の充実が掲げられてきましたが、 一向に収まりません。

県教育委員会が本年3月に示した「非違行為の根絶に向けて その行動は誰に見られても大丈夫ですか?」と題したパンフレットは、自らの仕事に対する誇りや使命を再確認し、研修への積極的な参加を呼びかけるものですが、こうした呼びかけが届かない教員が不祥事を起こしているように感じます。こうした対応は手詰まり感も漂っていますが、打開策はあるのか、お聞きします。

松本市で、昨年、中学校部活動の外部指導者が生徒と性的関係を持ち、学校や市教育委員会が事態把握後も約1か月にわたり指導を続けさせていた事案を受け、市教育委員会は、研修会への参加の義務づけ、部活動指導員と同様に性暴力をしてはならないなどの誓約書を交わすといった対応を行っています。また、県教育委員会も、外部指導者も教員並みの研修プログラムが必要になるのではとし、責任の明確化も含め、今後の対応を検討するとしています。

責任の明確化については、外部指導者も、有償無償を問わず、非常勤の一般職公務員として 任用することで、研修会への参加はもちろん、守秘義務や、信用失墜行為の禁止も課され、違 反した場合には懲戒処分も可能とすることが考えられますが、それも含め、県教育委員会がガ イドラインを作成し、市町村教育委員会に示すべきではありませんか。

昨年度開催された特色ある高校づくり懇談会での議論の取りまとめは、これからの時代の高校の姿とそのための体制づくりなど三つの柱に8項目が位置づけられ、今年度上半期に県立高校の特色化に関する方針を決定する方向が示されています。新学科の設置や中高一貫校など県立高校第2期再編にいかに反映していくお考えなのか、伺います。

県教育委員会は、3月の定例会で、県立高校の再編基準の見直しを決定し、関係者が協議する場を設けることも含め、具体的な検討を進めるとしています。現行の基準を定めた18年当時と比べると、オンライン学習の普及など社会環境が大きく変化し、現行基準の適用が妥当かを再検討する必要があり、早期に新基準を定める方針のようですが、再編基準の見直しに向けた論点として、望ましい学校規模や再編基準に該当した場合の選択肢に加え、現行の再編計画との整合性も掲げられており、どのように第2期再編との一貫性を保っていかれるのか、その方向性を伺います。

また、第2期の再編によって地域で唯一の高校となる事例が増加する状況にあります。生徒の学びの選択肢を地域に残さないといけないとの指摘もあり、地域における後期中等教育の灯を守るとの観点をどのように捉えておられるのか、お聞きします。

文科省調査によれば、昨年10月の時点で、県立特別支援学校で不足する教室数は前回調査よりも9教室増加し78教室になっています。この背景には、少子化の中にあっても、児童生徒数は、1989年度の1,591人から2023年度には2,588人と、約1.6倍もの増加があります。中長期的な視点での環境整備が松本養護学校等で進められており、児童生徒増への応急的な対応とし5校34教室の増築も行われているところですが、現在特別支援学校各校の不足数はどうなっているのでしょうか。

また、応急的な教室の増築では不足数を補えない状況にありますが、教室不足の解消に向けた見通しはどうなのでしょうか。

6月4日の稲荷山養護学校での環境文教委員会の現地調査に地元議員として出席し、校長先生から07年度の知肢併置以降、知的障がいの児童生徒の増加で学校が過大化している状況を伺いました。

知的障がいの児童生徒数は、10年度の更級分教室の設置で一旦は平準化したものの、19年度 以降再び増加が続き、知肢併置初年度の92人から、本年度は201人と、2倍を超えています。 それにより、作業室の教室への転用など教育環境の低下が生じ、クラス数に応じて教員は増え るものの、事務職員配置は変わらず、多忙化している状況等があります。

本年度は、特に高等部生徒の急増があり、このような傾向はしばらく続くと聞いていますが、高等部に特化した特別支援学校の新設も含め、課題解決をいかに図っていくお考えか、お聞き

します。

OECDが定期的に行っている15歳の生徒の学習到達度調査、PISAの2022年の最新データで、我が国は、科学的応用力では第2位など高いレベルを維持していますが、今や先進国では教育の主要な目的となった批判的思考、クリティカルシンキング、自らの思い込みや偏見による推論、既存のアプローチに対し批判的、内省的に思考することで、他者を批判するといった意味ではありません。こういったことを養うという観点で、批判的に考える必要がある課題を与えることを授業で取り上げていると答えた中学校の教員は、OECD平均で61.0%に対し、日本は12.6%で最下位に沈んでいます。デジタル化が進み、不正確な情報も蔓延する中、データを批判的に分析する能力を養うことは世界標準であり、我が国の教育が立ち遅れている批判的思考を学びの場でどのように養っていくお考えか、お聞きします。

#### 〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長(武田育夫君) 先ほど申しました欠員対策でございますけれども、現在54人分をカバーしているところでございますが、県教育委員会としては、この状況で十分とは考えておりません。今後も引き続き欠員対策をしてまいります。

大学進学状況の推移と受験格差についての御質問でございます。

公立高校を対象として県教育委員会が調査を開始した平成19年度以降のデータによりますと、 旧制帝大への現役合格者数は、平成19年度は141人であり、直近3年間では、令和3年度162人、 令和4年度144人、令和5年度129人で推移しています。4年制大学への進学率は、令和5年度 は47.4%であり、平成19年度以降最も高い割合でございました。

旧制帝大の合格者の割合を圏域別で見ますと、東京圏では平成20年度の11.7%から令和5年度の20.1%とその伸びが大きいとの報道があり、東京圏では受験に対応した学力が伸びていることがうかがえます。

基礎学力の向上と個別最適な学びの関連についての御質問でございますが、個別最適な学びは、児童生徒一人一人に応じた学びを充実させるものであり、学習進度や理解の状況、興味関心等に応じて学び方を選択しながら学びを深めていくものであります。一人一人の適性に合わせて学ぶことにより、基礎学力の向上に加え、伸びる力を大いに伸ばすということにもつながっております。

このように、伸びる力を十分伸ばすことによって大学等への進学もよくなっていくのではないかというふうに考えているところでございまして、児童生徒が生涯にわたって探究心を持ち、 学び続ける力を身につけていくよう、個別最適な学びの充実を図ってまいります。

次に、教員不祥事の対策でございます。

昨年度の懲戒処分件数が過去5年間で最多となったことは、県民の信頼を損なうことで、誠

に遺憾であり、申し訳なく思っているところでございます。

これまで、様々な研修等により非違行為の防止に取り組んできましたが、懲戒処分件数の増加を受け、さらに効果的な対策を講じていくことが必要と認識しております。そのために、教職員一人一人の内面に届くよう、心理学や法律の専門家から非違行為発生の原因分析と対策について助言をいただき、本年3月に教職員の非違行為防止に向けた今後の対策を取りまとめたところでございます。

これを受け、教職員が互いに信頼や親和性を高め、一緒によりよい学校をつくっていこうとする意識を高めるための職場環境づくりや、全ての教職員が非違行為防止のために取り組む意識を持てるよう取組をまとめたリーフレットの作成、配付などに取り組んでいるところでございます。今後も、教職員一人一人が非違行為を自分事として捉え、これまで実施してきた研修も粘り強く行いながら非違行為防止に向けて取り組んでまいる所存でございます。

次に、信州教育が支える課題解決のための方策について、外部指導者の在り方でございます。学校と地域住民とが力を合わせて学校運営に取り組むことは、特色ある学校づくりを進めていくことや教員の働き方改革においても極めて重要であり、部活動においても、これまで部活指導員の献身的な協力によりその充実が図られてきたものと認識しております。しかし、議員の御指摘のとおり、安全・安心で生徒が精いっぱい取り組める活動を保障していくためには、責任の所在や外部指導者の身分などを含め、部活動や地域クラブ活動の方策を研究することが必要であり、今後、県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会等を通して議論を深めてまいりたいと考えております。

特色ある高校づくり懇談会の議論のまとめについての御質問でございます。

特色ある県立高校づくり懇談会では、構成員の皆様から、地域連携の重要性や連携型中高一 貫校の設置など様々な御意見をいただいたところでございます。懇談会での議論については、 今後知事部局とも協議を進め、県立高校の特色化に関する方針としてまとめる予定でございま す。取りまとめた方針については、再編統合新校ごとに設置されている新校再編実施計画懇話 会等で議論し、新校の学校像や学校改革に反映させていく所存でございます。

県立高校の再編基準の見直しと再編計画との一貫性についての御質問でございます。

再編に関する基準等については、コロナ以降のICTの活用による遠隔授業等学び方の多様化や、通信制高校を選択する生徒の増加など、高校を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえて再検討することといたしたところでございます。現在進めている再編計画については引き続き推進していく所存でございますが、再編基準について見直しを行った中で、議員の御指摘のとおり、これまでの再編計画とそごがないように一貫性を保っていくことが非常に重要であると認識しております。

地域における後期中等教育については、その存在の重要性を認識しており、地域には共学共 創コンソーシアムを構築し、学校には地域連携協働室を設置するなどして、高等学校が地域づ くりの核となるよう地域の方々との対話を続けてまいりたいと考えております。

特別支援学校の教室不足の現状と解消に向けた見通しについてでございます。

議員御指摘のとおり、昨年10月時点の文部科学省の調査では、13校78教室が不足となっており、今年度当初では、児童生徒数の増減により新たに6教室が不足し、84教室の不足となっております。この不足教室数は、本来の面積より狭隘な教室や、普通教室に転用したため不足した特別教室、会議室等の総数であり、必要な普通教室数は確保できているものの、本来設置すべき特別教室がなくなっていることなどは課題であると認識しております。

県教育委員会としては、まず令和5年、6年にかけて5校で増築を行い、将来必要と見込まれる教室数も含めて34教室を新たに確保する見込みでございます。また、現在、松本養護学校、若槻養護学校における改築や寿台養護学校における増築を進めることにより、急増する生徒数に対応した早急な教室不足の解消を含め、環境整備を図ってまいります。このほか、上田養護学校をはじめ、老朽化、狭隘化した養護学校の改築、増築等に計画的に取り組み、児童生徒の学習環境のさらなる充実に努めてまいります。

高等部の生徒の急増についての御質問でございます。

本県では、高等部に特化した特別支援学校は設置しておりませんが、過大・過密化解消と就 労支援の充実のため、高等学校等への高等部分教室の設置を進めてきており、これまでに全県 で8か所の分教室を設置してまいりました。

稲荷山養護学校の過大化等への対応については、地域に根差した分教室の拡充や、近隣を含めた用地の活用などを視野に、必要となる教室の確保に向けて検討を進めてまいります。

続きまして、批判的思考、いわゆるクリティカルシンキングの育成についての御質問でございます。

議員の御指摘のとおりでございまして、中学校の教員を対象としたOECDの国際調査によりますと、自分の授業で批判的に考える必要のある課題を与えることに肯定的な回答の割合は、参加国の平均61.0%に対し、日本は12.6%であったと承知しております。変化が急激で先を見通すことが難しい、いわゆるVUCAの時代にあって、物事を多角的、多面的に吟味し、見定めていく力と言われるクリティカルシンキングを育てていくことが不可欠であると認識しております。

実際の授業においては、例えば中学校の社会科のレジ袋の有料化など身近な生活の問題や、 高等学校の首都機能の東京外移転など社会問題についてディベートで討論する授業などが行わ れています。また、1人1台端末の活用の広がりに併せ、大量の情報から必要な内容を取捨選 択したり真偽を見極めたりするなどの情報活用能力の育成は、クリティカルシンキングを養う 上で重要であり、取組を進めているところでございます。

正解が一つでない問題に対して互いの意見を聞き合いながら多角的に思考する学びを各学校で展開することにより、クリティカルシンキングの育成に今後も努めてまいりたいと考えております。

#### [45番小林東一郎君登壇]

○45番(小林東一郎君)特別支援学校の教室不足ですが、今進めている34教室でもはっきり足りないということが分かっているわけです。そこへの見通しをお示しいただきたいのです。もう一度お願いいたします。

次に、知事に伺います。

今議会の議案説明で、知事は、不登校児童生徒の居場所や学びの場としてフリースクールの利用者が増加しているが、これらの施設は小規模で運営体制が脆弱なため、4月にフリースクール認証制度を創設。認証された施設が持続的に運営できるよう運営費の補助等支援を行い、多様な学びの選択肢となることを期待すると表明されました。

公立学校の不登校児童生徒への対応は、本来公が担うべきものです。それを民間の力を借りるということならば、県の認証を得たフリースクール利用者が負担する利用料等への市町村による支援がなされてしかるべきです。

認証制度においても、地域において子供の学びを支えるという観点から、利用者への直接の 負担軽減については市町村に実施いただくことで、県と市町村が連携した支援体制を実現する という方向が示されていますが、市町村の理解が得られるよう協議が進められているのでしょ うか。

5月20日に開催された第3回信州学び円卓会議で、これまでの議論を踏まえた「ありたい姿」として、「子どもたちが学校等でやりたいことを実現できている」「教員が学校等でチャレンジしたいことを実現できている」などの六つのテーマが示され、実行に当たっての主な課題を整理する方向で議論が進められています。

そこでの議論に、県民意見交換会で寄せられた提案を十分に反映させることが重要です。授業の改善や学びの深化、あるいは教員志望の学生が教職に就くことをためらわざるを得ない状況の改善等については、本来教育委員会が主体となって対応すべき課題ですが、今後教育委員会とはどのようにキャッチボールをされるお考えですか。

加えて、六つの姿を実現するのに必要な教育予算確保の方向性についても伺います。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長(武田育夫君)特別支援学校の普通教室34を現在増築していて、今後の見通しという

ことでございますが、現在、特別教室等を普通教室に代用しているところでございまして、今後増築を進めることによって正常な形にしていくということで、引き続き計画的にこれを解消するように取り組んでまいるということでございます。

[知事阿部守一君登壇]

#### ○知事 (阿部守一君) 私には2点御質問をいただきました。

まず、フリースクール認証制度に関連して、市町村からの支援がしっかりなされるよう協議 を進めているのかという御質問でございます。

今回の制度は、広域的な観点から運営費については県が直接支援をさせていただく一方で、 保護者の利用料等の負担軽減については、来られるお子さんがほとんど義務教育年齢のお子さんであるということから、市町村に御支援をいただくことで県と市町村で連携した支援をしていきたいと思っています。こうした考え方から、昨年度から、市長会、町村会の総会や教育委員会連絡協議会、都市教育長協議会など様々な場面で県としての考え方をお伝えしているところであります。また、市町村への個別の働きかけ、訪問、また担当者向けの連絡会、こうした場でも支援の協力依頼を行っているところであります。

現在のところ、フリースクールを利用される児童生徒がいる市町村のうち半数近くの市町村で支援策を実施、あるいは検討中という状況になっています。ただ、もっともっと増やしていかなければいけないというふうに思っております。

現在、このフリースクールの認証制度は、第1期、最初の認証に向けた審査を行っていると ころでありますので、これから具体的に認証されるフリースクールが確定してまいります。そ うした段階で、市町村に対しては、さらに一層協力をいただけるように要請、呼びかけをして いきたいというふうに思っております。

続いて、信州学び円卓会議に関連して、今後教育委員会とどうキャッチボールをしていくのか、また、教育予算の確保の方向性についてどうかという御質問でございます。

御質問にもありましたように、円卓会議で様々な意見をいただく中で、子供たちがやりたいことを実現できる学校づくりや、小規模校ならではの学びを実現するために必要な環境整備など具体的に検討していく方向性がまとめられているところであります。まさに、ここから先は、議論ではなくて具体化、実行していくフェーズにしていかなければいけないというふうに思っております。

そうしたことを考えますと、まず、この円卓会議はいろいろな方に参画いただいております けれども、教育改革を進めていく上では、やはり責任ある立場の皆さんとしっかり方向感を共 有するということが必要だと思っています。もとより市町村教育委員会関係についてはもちろ ん教育委員会でやっていただきますが、教育予算についてはやはり市町村長が権限を持ってい るわけであります。そういう意味でも、私としては、市長会や町村会、あるいはこれからはや はり学校の中だけの教育ということではなくなってくるというふうに思いますし、先生だけが 担うというものでもないというふうに思っています。

そうしたことを考えれば、やはり経済界の皆さんや、同じ教育に関係していても県の教育委員会が直接所管していない高等教育機関、あるいは幼稚園、保育園、こうしたところの皆さんと方向感を共有していくことは、まさに知事や知事部局の役割だというふうに考えております。私としては、選挙で選ばれている立場でもありますので、どういう社会的要請があるのかということを教育の分野にもしっかり落とし込む、これは、教育委員会にお願いしていかなければいけないわけでありますが、先ほどの御質問にもありましたように、例えば進学実績についてどう評価するのか、この点をどう考えているのかといったようなことや、まさにクリティカルシンキング、批判的思考をどうやって教育の分野で実践していくのか。これは、まさにこれから未来に向けてほとんど正解がない世の中を子供たちは生きていかなければいけないわけでありまして、そういうことを社会的な要請として教育委員会に伝えていくということも私としての大きな責任だというふうに思っています。こうした観点から、教育委員会とはこれまでも様々議論してきておりますし、今後ともしっかり議論していきたいというふうに思っております。

また、予算については、先ほどお話があった教員の働き方改革を進めていく上でも、例えば処遇をどうしていくのか、教員の数をどうしていくのか、これは、まさに予算に直接関係がある事案でありますし、また、特色ある県立高校づくり懇談会も具体化していかなければ、せっかくあれだけの皆さんに御議論いただいても意味がないというふうに思っています。これを具体化していく上でも、当然予算が必要になってまいりますし、そうした観点で私もずっと議論に参画をしておりますので、多くの皆様方の考え方を十分受け止めているつもりであります。そうしたことを踏まえながら、必要な予算案づくり、それから教育委員会と一緒になっての取組を県知事としてしっかり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### 〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番(小林東一郎君)フリースクールの件につきましても、学び円卓会議の件につきましても、市町村との協議の場、あるいはこれから移動知事室等が行われますので、そういうところで大いに各地域の市町村の皆さんに理解をいただく、これをぜひ進めていただきたい。それを期待いたしまして一切の質問といたします。

○議長(山岸喜昭君)次は奥村健仁議員でありますが、同議員の質問事項中、選挙管理委員会 の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため北島靖生選挙管理委 員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番 (奥村健仁君) 新政策議員団、大町市選挙区選出の奥村健仁です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、政治的教養の教育についてお伺いいたします。

昨今の投票率の低下は、皆さんも御存じのとおりであります。2022年の県知事選挙、23年の 県議会議員選挙ともに50%に満たず、埼玉県知事選挙に至っては投票率が20%台という状況で あります。政治になかなか期待できないという雰囲気さえ感じてしまい、悲しくなるところで ございます。

なぜこのような状況になってしまったのかと考えますと、県民にとって政治というものが身近に感じられず、生活とかけ離れていると感じていることが問題だと思っております。国家・ 社会の形成者であると感じづらいのではないかと考えるところでございます。

平成27年に公職選挙法が改正され、18歳以上が投票できるようになりました。時を同じくして、文部科学省から「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について」の通知が出ております。また、小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会の社会科部会において、小中学校段階においても、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に向けた取組などの必要性に言及しています。

神奈川県教育委員会では、高校生だけでなく、小中学生も含めた12年間を見通し、段階に応じた指導を系統的に行っていくとしています。長野県にとっても、子供たちが政治的教養を身につけることは、今後の状況を大きく変える手段であると同時に、今後の長野県発展のために極めて重要であると考えるところであります。

そこで、政治的教養の教育について、長野県では、どのような取組でどのぐらいの学校で行われているのか、現状についてお伺いいたします。そして、今後継続的に事業を推進していくためにどのようにすればよいのか、問題点は何か、武田教育長にお伺いいたします。

次に、小中学生を対象に、税務署、法人会、行政、税理士会などが中心になり、租税教室が開催されております。また、行政を中心に明るい選挙運動が行われてもおります。税金が国へ集められ、その使い道を決めるのは選挙で選ばれた国会議員であるという流れを考えれば、税金と選挙を一体として子供たちに教えることのほうが今後の投票率の向上につながるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。北島選挙管理委員長にお尋ねいたします。

次に、県政に対しまして、県民の関心度はどうでありましょうか。冒頭で述べましたように、 投票率は50%を切っており、今後も、県民の政治参加に対しまして、情報の発信を含め検討し ていかなければなりません。

長野県では、いろいろなテーマを設けて県政アンケートを年4回実施しており、結果についてそれぞれの施策の方向性などの参考にしていることと思います。昨年9月に行われました第2回県政アンケートにおいて県の広報紙について尋ねており、「見たことがない」が9割弱に上っております。

また、昨年11月に第3回のアンケートが行われ、県の行政サービスに対する満足度について 尋ねています。全ての設問の答えが「どちらとも言えない」が多く、50%を超えています。こ の「どちらとも言えない」、これは、行政サービスが変わっていないと感じて回答しているの か、そもそも行政サービスを自身で判断できず分からないと感じているのか、様々な解釈の可 能性が考えられます。県としては、改善ができていると思い、設問を設けていると思います。 しかしながら、県民にはその改善が伝わっていないのではないかと考えられます。広報紙につ いて、今年度もメディアミックスなどで情報発信されるとのことですが、その取組についてお 伺いいたします。

次に、パブリックコメントについてお伺いいたします。

長野県の最上位計画の総合5か年計画でさえ、66件のコメントと決して多くない数だと思います。数を増やしていく必要があろうかと思いますが、今後のパブコメの周知の方法や意見を言いやすくするための工夫についてお伺いいたします。以上、清水企画振興部長にお尋ねいたします。

いずれにせよ、県民の県政に対する関心度を高めていくために、共に未来の長野県をつくるためにも、広報の重要性や情報発信の在り方について知事の所見をお伺いいたします。

次に、本年4月24日、人口戦略会議から「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」が発表されました。このレポートでは、全国で2050年までの30年間に若年女性人口が半数以下になる自治体は全体の4割に当たる744自治体であり、10年前、2014年に行われた同様の分析に比べると、消滅可能性自治体は152少なくなっているとのことですが、これらの自治体も、その後、人口が急減し、最終的に消滅する可能性があるとしています。長野県においては、私の地元の大町市や飯山市など26市町村が消滅可能性自治体と発表され、私の地元からも不安を抱く声をいただきました。

また、政府は、6月10日、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」と題した総括文書を公表し、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っていないと総括し、若者や女性にとって魅力的な地域づくりなど今後推進すべき方向性が示されました。特に、東京圏への年間の転入超過数は、地方創生の取組が始まった2014年の約10.9万人から19年には14.6万人と拡大し、コロナ禍で減少傾向となったものの、23年には約11.5万人となり、東京圏

への人の流れが再び強まりつつあると指摘しております。東京圏への一極集中は、進学や就職 をきっかけとして若者を中心に続いており、男性よりも女性に顕著な傾向があると指摘してお ります。

県では、本年2月に長野県少子化・人口減少対策戦略方針案を策定し、この秋頃に戦略を取りまとめる予定とし、先週21日には、人口減少対策を進めるための県民会議設立に向けた準備会合が開催されました。今後の長野県の将来を左右する重要なことと認識しておりますとともに、戦略方針の2本の柱が実現できればその効果は上がることと期待申し上げるところでございます。

一方で、県内77市町村では、独自の少子化・人口減少対策の事業によって独自性、自主性のある事業を実施しており、その取組に県として最大限の支援をお願いするとともに、今回策定するこの戦略方針が真に成果が上がるように進めるには県と市町村の綿密な連携が重要なポイントだと考えます。

とりわけ、この戦略方針案の基本目標では、人口減少スピードの緩和には、結婚・出産を含む女性・若者の希望実現を最大限支援することにより、急激な少子化に歯止めをかけ、総人口を早期に定常化するとし、特に、合計特殊出生率、2023年の1.43について、早期に1.61を実現し、2040年に2.07を目指すとしております。

そこで、お聞きします。

2040年の合計特殊出生率の目標値を2.07としたのは国の長期ビジョンの目標値と理解はしますが、県内の市町村の人口減少の現状を踏まえますとかなりハードルの高い目標値だと思います。その根拠をお示しください。

また、今後目標値を見直すお考えはございますか。そして、市町村との連携についてどのように考えられているのか、清水企画振興部長にお尋ね申し上げます。

最後に、県の将来人口推計でも、一定の改善が図られても人口減少は避けられないとされており、最も深刻なのは、人口の少ない市町村において、財源をはじめ、職員も減少し、既に市町村の現場においては専門性の高い職員の人材確保に苦慮しており、将来を危惧している自治体もあるとお聞きしております。そのような事態となれば、行政が行わなければならない社会保障など最低限のサービスを続けることすらできなくなる可能性も出てまいります。

知事は、4月26日の定例記者会見で、消滅可能性自治体について、あの分け方で一喜一憂することはないと言っておられ、同感でありますし、この問題は国の責任において解決すべきとの意見もあります。今後人口減少が進んだ場合、県の市町村の支援策として、広域業務の促進や高知県の地域支援企画員制度のような制度を創設し、市町村が必要とする分野に積極的に県職員を派遣させ、市町村事務だけでなく、直接現場で住民と協働し、地域振興を支援すること

が必要と考えますが、知事の所見についてお聞かせください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長(武田育夫君)** 政治的教養の教育についての御質問でございます。

小中高等学校における取組では、議会政治や選挙の意味、主権者として主体的に参加することの自覚を養うための授業を行うとともに、児童生徒が自主的に参画する児童会や生徒会において実際の選挙を実施しているところでございます。

また、小中学校の約5割が模擬投票を体験しており、高校では、「こんにちは県議会です」 において県会議員との意見交換も実施しております。このような取組によって選挙に参加する ことの重要性について理解を深められるよう努めているところでございます。

さらなる推進としましては、中学校や高等学校で生徒会が主体となって校則や制服を変更した例があり、このように自分たちの手でルールを変える自発的な自治活動の経験は、社会を自ら変えていく意識を醸成し、政治的教養を養うことにつながるものと考えております。

こうした取組がある一方で、県内各校への広がりや校内での継続性、校種を超えた系統性については十分ではないと認識しております。このような課題の改善に向けて引き続き関係機関などと連携、協働を積極的に図り、自発的、自治的な活動経験の充実によって政治的教養の教育を一層推進してまいる所存でございます。

〔選挙管理委員会委員長北島靖生君登壇〕

○選挙管理委員会委員長(北島靖生君)税金と選挙を一体として子供たちに教えることで投票率の向上につなげていくことについての御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、特に、若い世代において、地域社会との関わりが薄く、政治を身近に 感じられないことが自分たちの意思で社会を変えられるという意識の希薄さにもつながり、投 票率が上がらない要因の一つとなっているところと認識いたしております。

県選挙管理委員会では、平成27年度から、県教育委員会と連携し、選挙権を得たばかりの18歳の学生等が最初の選挙で投票し、選挙権の行使や社会参加の意義を実感することで将来的な投票率の向上につなげるため、平成27年度から選挙出前授業を実施し、令和3年度から令和5年度までの3年間で56校、5,000人を超える学生等が参加いたしておるところであります。

一方で、若い世代の投票率の状況は、直近の昨年4月の県議会議員一般選挙を見ても、他の 年齢層と比較して低くなっており、国政選挙においても同様の傾向が見られるところでござい ます。

統一地方選挙後に公益財団法人明るい選挙推進協会が実施した意識調査では、棄権の理由として、一つ、選挙にあまり関心がない、二つ、政党の政策や候補者の人物像など違いがよく分からなかったが7割を占めるという結果となりました。特に、18歳から29歳では「選挙にあま

り関心がなかった」が年齢別で唯一5割以上になっており、将来を担う若者の選挙に対する関心の低さが課題であると受け止めておるところであります。

県議会でも、若者の県政への関心を高めるための初めての取組として、年度内に高校生模擬 議会の開催を検討していると伺っておるところであります。市町村議会においても模擬議会が 行われており、このような取組がより一層政治を身近に感じてもらえることとなると考えてお るところであります。

議員から御提案いただきました税金と選挙を一体として教える取組も、税金が社会との接点の一つであり、社会との関わりを自らが考えることで主権者の意識醸成につながる効果的な取組であると考えることから、税務署や教育委員会等関係機関と連携しながら出前授業の充実を図ってまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

[企画振興部長清水裕之君登壇]

○企画振興部長 (清水裕之君) 私には3点お尋ねがありました。

まず、メディアミックス等での情報発信の取組についてお答えいたします。

県民の皆様に必要な県政情報がしっかり伝わるには、情報の受け手の立場に立った広報を行うことが不可欠であり、目的やターゲットに応じた適切な広報媒体を選定することが重要です。 議員から御指摘のありました年2回実施している広報については、その時々の県政の重要テーマについて幅広い層の県民全体に情報が伝わるよう、高齢の方の目に留まりやすい広報紙だけでなく、多くの方に届きやすいテレビCMや、若年層にも訴求しやすいウェブ広告といった各媒体の特性を踏まえ、複数を組み合わせたメディアミックスにより発信をしております。

この結果、例えば、今年2月に行った自転車安全利用促進広報の実施後アンケート調査では3分の1を超える県民の皆様が広報を認知するなど、一定の効果を上げてきているものと考えております。あわせまして、日々のタイムリーな県政情報についてもホームページやSNSなどで発信しており、さらに、9月からは、県民の皆様に広く普及しているLINEを活用した発信も開始する予定です。今後も、様々な媒体をうまく組み合わせながら、県民の皆様に必要な県政情報が伝わるよう取り組んでまいります。

2点目の御質問です。パブリックコメントの周知方法や意見を言いやすくするための工夫に ついてお答えいたします。

現在のパブリックコメントの状況を見ますと、例えば、地域公共交通計画(案)に対しては31者から143件、観光振興財源検討部会検討結果中間取りまとめ(報告書案)に対しては37者から135件と比較的多くの御意見をいただいているものもございます。このように、案件に関わる関係者が多かったり、報道等で注目を集めたものについては、件数が多い傾向にあるもの

と考えております。

一方、議員御指摘のとおり、パブリックコメントは幅広い県民の皆様の意見を反映させるための制度であることから、より多くの一般の県民の方から御意見をいただけるように工夫をしていく必要があると考えております。そのため、現在の県ホームページへの掲載、市町村への依頼通知、県公式X、旧ツイッターによる周知に加えまして、今後LINEによる配信も活用し、さらなる周知の拡大を図ってまいります。

また、意見提出の利便性を向上させるため、現在のメールや郵便等による提出方法に加えまして、今後、電子申請サービスなどウェブから直接入力画面に案内し、御意見をネットで送信いただけるような仕組みを検討してまいります。

3点目、長野県少子化・人口減少対策戦略方針案についてのお尋ねです。目標値の根拠と目標値を見直す考えはあるのかという御質問にお答えいたします。

しあわせ信州創造プラン3.0では、出生率等が改善する場合、いわゆる改善ケースの県人口の将来展望として、合計特殊出生率が、計画最終年度である2027年には県民希望出生率の1.61に上昇、また、2040年には国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン同様、人口置換水準である2.07に上昇すると仮定して見通しをお示しいたしました。

今回の戦略方針案では、様々な取組を進めることにより、このプラン3.0の改善係数を達成できるよう、合計特殊出生率について早期に県民希望出生率である1.61を実現し、2040年に人口置換水準である2.07を目指すということを目標の一つに設定したところでございます。今後、県民の皆様との意見交換などを進め、戦略の内容について検討を深める中で、目標をどのようにしていくかについても検討してまいりたいと考えております。

最後に、市町村との連携についてであります。

人口問題の解決のためにはオール信州で取り組むことが必要であり、行政主体である県と市町村が軌を一にして取り組むことが重要です。そのため、先日開催しました県と市町村との協議の場では、確認事項といたしまして、県と市町村が問題意識と方向性を共有して急激な人口減少に連携し立ち向かうこと、人口減少社会においても県民が豊かに暮らせる地域づくりに共に取り組むこと、さらなる子育て支援施策の充実など急激な少子化に歯止めをかける取組を共に進めることの3点について市長会、町村会と合意したところであります。

今後とも、市町村と十分意思疎通を図り、危機感と方向性を共有しながら、市町村とも連携 して実効性ある戦略を策定し、共に人口減少対策を推進していけるよう取り組んでまいります。 以上です。

[知事阿部守一君登壇]

○知事 (阿部守一君) 私には2点御質問をいただきました。

まず初めに、県政に関する関心度を高めるための取組ということで、広報の重要性、情報発信の在り方についての考え方という御質問でございます。

長野県は様々な施策に取り組んでいるわけでありますけれども、例えば、県民の皆様方に利用していただかなければいけない制度や補助金は、まずは伝わらなければ一生懸命制度をつくっても全く意味がないというふうに思っています。また、行政や県政に対する関心を持ってもらうということがこれから様々な取組を県民と共に行っていく上で極めて重要でありますが、県が何を行おうとしているのか、何を考えているのかということが伝わらなければ、そもそも県民の皆様方は県政に関心を持ちようがないというふうに思っております。

加えて、こうした県の取組情報に接していただくことによって、批判や励ましなどフィードバックを受けることで我々の政策をさらに高めていくこともできるというふうに思っております。そうした観点から、県が取り組む広報は極めて重要だというふうに考えており、これまでも、県職員に求める能力は、共感力、政策力、発信力ということで、この発信力を高めるための取組にも取り組んできたところでございます。

これまで、各部局や地域振興局への発信役の設置や部次長による発信力の強化、外部人材を 活用しての研修に取り組んできたところでありますが、今年度からさらに戦略的に広報を進め ようということで、長野県広報取組指針をこの4月に改定しました。

広報戦略会議の設置、広報テーマの設定による重点的な発信、そして、知事会見だけでなく、 部局が行う定例会見の取組を始めたところであります。お伝えする内容をできるだけ分かりや すく、この情報を受け取られる県民の皆様方のお立場に立ってしっかりとした広報の充実強化 を図っていきたいというふうに考えております。

続いて、人口減少が進む中で市町村の行政サービス提供体制をどう確保していくのかという ことについて御質問をいただきました。

長野県は、77の市町村があります。とりわけ小規模な町村が多い県でありますので、御質問にもありましたように、まずは専門性の高い人材をはじめとする人材の確保についての課題というものが顕在化してきております。これまでも、職員交流や技術系職員の派遣、また、県と市町村の協議の場においては、県保健師の派遣による補完などに県としても取り組んできましたし、今後も取り組んでいこうとしているわけであります。

しかしながら、職員の確保に限らず、行政サービス全体をこれからどうしていくのかという ことが非常に大きな課題になっていると思っております。日本の行政システムは、国、県、市 町村がそれぞれ独立して仕事を行っているわけではなく、かなり融合型になっています。長野 県全体の福祉の質を高めよう、教育のレベルを上げよう、こうしたことを考えたときには、や はり市町村の皆様方との連携が重要でありますし、市町村の皆さんと課題や方向性を共有して 取り組んでいくということが極めて重要だというふうに考えております。こうしたことを考えると、市町村行政がこの人口減少下の中にあって様々な課題を抱えながら行われているということは、我々県としても看過することはできない問題だというふうに受け止めております。

そうした観点から、先日、地域振興局長会議を開催させていただきましたが、地域振興局長には人口減少下における各市町村の課題や問題意識を市町村長から聞き取ってもらいたいというお願いを私からさせていただいているところでございます。

まず、この人口減少における危機感を市町村長の皆様方としっかり共有していきたいという ふうに思っておりますし、これから行政サービス提供を維持していく上での課題や市町村とし てどういうことに重点的に取り組んでいきたいとお考えになられているのか、こうしたことを 把握させていただいた上で、県と市町村が協力し合ってこの人口減少を乗り越えられるように していきたいというふうに考えております。

県民、住民、県も市町村も行政サービスを受ける方々は同じでありますので、市町村の行政 体制の在り方についても市町村長の皆様方としっかり問題意識を共有して取り組んでいきたい と考えております。

以上です。

[6番奥村健仁君登壇]

○6番(奥村健仁君) それぞれ御答弁をいただきました。

情報をいかに県民の皆様に届けるのか、これは非常に大事なことであります。今後の情報発信に期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長(山岸喜昭君) この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時開議

○副議長 (続木幹夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

寺沢功希議員。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番 (寺沢功希君) 昨年4月、農地法の改正が行われ、農地取得時における下限面積要件が 廃止されました。

下限面積は、権利取得の際の許可基準の一つで、都府県で50アール、北海道は2ヘクタール と定められ、新規就農するにはこの面積以上の農地を取得しなければなりませんでした。

そもそもこの下限面積は、1952年に制定された農地法において、都府県は3ヘクタール、北

海道は12へクタールとした上限面積とともに定められました。その後、時代が進み、農家が減り、耕作されない農地の増加が問題になる一方で、各地に市民農園が増え、さらに家庭菜園や市民農園よりもっと広い面積で野菜づくりを楽しみたいという非農家が増えてきたことなどを背景に、2009年に市町村の農業委員会が別段の面積として特例的に下限面積を緩和できるようになりました。

さらに、今回、この20年余りで農業従事者が半減し、担い手と呼ばれる認定農業者だけで地域の農業を維持するのが難しくなっている現状を受け、農地の効率的な利用促進を目指し、小さい面積で農業を始めたい人も農家の仲間に加え、効率的に農業を発展させていくための施策の一つとして下限面積が撤廃されました。権利移動のハードルが下がったことで、コロナ禍を経て、これまで以上に田舎暮らしが注目され、移住希望者の増加により、物件の流通、特に農地付空き家の流通が活発になるものと期待されました。しかし、市町村の農業委員会はかなり慎重であり、県内各地で許可がされない。もっと言えば、申請の相談段階で許可できない旨の説明がされる状況のようです。

そこで、以下、質問してまいります。

下限面積要件は撤廃されましたが、次のような要件はこれまでと同様となっております。利用すべき全ての農地等を効率的に利用し耕作することとした全部効率利用要件、必要な農作業に、常時、原則年間150日以上従事することとした農作業常時従事要件、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないようにすることとした地域との調和要件、これらの要件を全て満たした場合に限り農業委員会は権利移転を許可するとされています。

こうした要件全てを満たすとして申請しても、これまで居住実態がない、本当に継続して耕作できるか疑問であるなどとし、「現状では許可はできず、取りあえずは農地については利用権設定をし、今後3年程度の居住及び耕作実績が認められれば許可要件が満たされたと判断する」、多くの場合こうした説明がされるのが現状のようです。例えば、農地付住宅の売買の際、この説明のとおりに対応した場合、宅地建物と農地を同時に売買できず、農地の所有権移転はできません。宅地建物を購入し、所有権移転後、許可要件が満たされる間に、例えば所有者が亡くなり相続の問題が発生した場合、あるいは所有者の事情が変わり売却しないとなった場合など、トラブルに発展する可能性が高いと思われます。

市町村農業委員会が許可に対して慎重になっているのには、新規就農者が途中で断念し耕作が継続されなくなると荒廃農地となってしまう。農業に従事する気がなく不正利用を目的に悪意を持った取得で、権利移転後すぐに転用が行われるといった事例の発生を防ぐという考えからのようです。しかし、前者の場合は、もともと荒廃農地であれば元に戻るだけ、ゼロになる

だけで、マイナスにはなりません。後者の場合においては、転用の許可権者は県であることから、転用申請時に、市町村農業委員会によりそうした可能性がある旨が付記されていれば県は許可しないとすれば、市町村農業委員会の懸念事項の一つはクリアでき、権利移転時にハードルを上げる必要はなくなると思いますが、そうした対応は可能でしょうか。

平等性という考え方もありますが、一律に慎重になりハードルを上げるのではなく、物件ごと、案件ごとに対応していただきたいと思います。また、農業をしながらの田舎暮らしを希望し、県への移住を考えていたが、権利移転のハードルの高さを理由に他県を選んでしまった方がいたとすれば、それは非常に残念なことであり、現在の状況は、県が進める移住促進や新規就農者増加等の推進に対して影響がないとは言い切れないと思います。

こうした観点から、市町村農業委員会が柔軟な対応が取れるよう農地法の趣旨を共有するような機会を設けるなど、県がサポートしながら進めていく必要があると思いますが、御見解をお聞きします。

国は、2023年度までに農地の8割を担い手に集積する目標を掲げてきましたが、担い手だけでは農地も農業も守れないと認識を改めているようであり、今回の法改正では、これから農業をやりたいという意欲のある人を農業を担う者として地域計画に位置づけるとしており、農業を担う者とは、経営の大小を問わず、小規模の家族農業や半農半Xなども含むとされています。地域計画は市町村が2024年度中に策定するものとなっていますが、現在の県内の策定状況はいかがでしょうか。

下限面積廃止は、地域計画とセットで、農業関係者の総意に基づく地域計画の策定は、不正な農地利用を防ぐ指針として機能すると期待されている方もおります。加えて、地域計画に位置づけられた「農業を担う者」に、これまで地位が確立されていなかった小規模家族農業や半農半Xが含まれ、「多様な担い手」として認められるとなれば、地域計画が策定されることにより、現状より権利移転が許可されやすくなると期待する声もありますが、御見解はいかがか。以上、農政部長にお聞きします。

次に、県は、持続可能な社会の構築、都市防災における緑の重要性、緑化意識の継承という観点で都市における緑の重要性が高まっていることから、SDGsと親和性が高く多くの社会的課題の解決策となる可能性を有するグリーンインフラを町なかに広げるため、令和3年4月、全国の都道府県に先駆け、信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定しました。同年7月には、長野市、松本市、上田市、飯田市の4市長と知事による「信州まちなかみどり宣言」が行われ、歩道に設置されたテーブルやベンチで人々が緑を楽しみくつろぐ様子や、町なかの空き地が公園や広場に生まれ変わり子供たちの笑顔があふれる様子、建物の屋上や壁面が緑化された様子を想像すると非常にわくわくするところであり、「2050年「まち」が「みどり」であ

ふれる という今後の取組に期待するところであります。

こうした新たなグリーンインフラの整備も重要ですが、既存のグリーンインフラ、町なかの緑の整備、再生も重要であり、残念ながら整備が行き届かず荒れた状況を目にすることもある現状では、後者にもより力を入れて取り組んでいく必要があると考えます。加えて、ゼロからの取組ではないことから、費用や期間の面も抑えられると予想されます。

こうした観点から、以下、質問してまいります。

自然豊かな長野県にあって、地域に溶け込むように、県内各地に存在する県有施設にも植栽や緑地が多く設けられております。県立高校もその一つで、校門から目にする木々と校舎が融合する風景や、樹木やその枝葉が適度に日光を遮り、時折心地よい風をもたらすさわやかな環境の中、生徒たちは勉強にスポーツにと励んでおります。

県教委では、校内樹木の維持管理に毎年600万円ほどの予算を活用しているとのことです。 一方で、過去5年間に枝の飛散や倒木による事故が10件発生しており、こうした緊急時には予 算以外の費用を充てているとのことです。

県立高校の学校数から考えると、この予算は決して多いとは言えない額だと思います。私は、 平成30年6月定例会の一般質問において、樹木は生き物であり、常に手入れ、管理をし、育て ていかなくてはならないため、校内樹木の整備・管理費として森林づくり県民税を活用できな いかと質問しましたが、当時の林務部長からは、現在森林づくり県民税の対象とはしていない と、何ともかみ合わない答弁をいただきました。

これまで以上に町なかの緑に対する必要性、重要性への関心が高まる中、改めて校内樹木の整備・管理費へ森林づくり県民税の活用ができないか。現状ではなく、今後についてお答えいただきたく、林務部長にお聞きします。

地域には街区公園や近隣公園などの住区基幹公園が多数存在し、その大部分を街区公園が占めています。基本的には街区公園の維持管理は市町村が担っていますが、市町村によってはその数の多さ等によりなかなか手が回らないこともあり、公園ごと地域のボランティアグループに維持管理をお願いしているところもあります。しかし、このボランティアも、メンバーの高齢化や、コロナ禍を経て、近隣住民のつながりの減少により活動が困難になるところも多くなってきています。グループの解散により維持管理ができなくなるため、地域がその後の維持管理を再び市町村にお願いするものの、難色を示され、逆に地域に新たなグループをつくってほしいとお願いされる状況もあります。

町なかをどう定義するかという点がありますが、私は、既存の街区公園もまちなかグリーンインフラの一つであると考えます。まちなかグリーンインフラを推進する中で、市町村や地域による継続的な維持管理が難しい状況の街区公園に対し、県としてどのような支援ができるの

か、お聞きします。

先ほどもお話ししました枝の飛散や倒木被害は、近年の異常気象の影響もあり、県立高校のみならず、ほかの県有施設や街路樹等様々なところで発生しております。その被害木の中には、見た目では分からない内部が枯れていたりと、いわゆる健康体ではない樹木もあります。こうした被害を防ぐためにも、日頃の維持管理や調査に、より専門知識を持つ造園業者の積極的活用を要望いたしますが、御見解をお聞きします。

これまでもお話ししたとおり、残念ながら既存のグリーンインフラの維持管理は十分に行われているとは言えない状況です。また、近年では、街路樹や公園の樹木にムクドリやカラスなどの野鳥が大量に住みつき、ふんの被害に悩まされているところも多くあります。

新たなグリーンインフラには期待するところではありますが、さらに増える今後の維持管理に、現状を考慮すると疑問や不安もあります。計画内では、三つの行動方針の一つ、「グリーンインフラの導入環境の整備」の中で、新たな維持管理体制の構築を実施項目として、「地域住民や民間事業者による選定路線の包括管理の検討」と明記しています。具体的にはどのような想定をしているのか。安心できる十分な維持管理は可能なのか。以上、建設部長にお聞きします。

#### 〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長(小林茂樹君) 私には3点御質問をいただきました。

まず、農地の権利移転についてのお尋ねです。

農業者の減少や高齢化が加速する中で、経営規模にかかわらず意欲を持って農業に参入する者を取り込むことが大変重要でございます。一方、農地以外への転用を目的とした農地取得の防止等も大切な観点となります。このため、市町村農業委員会は、農地の権利移転の許可に当たり、農地の全部利用、常時農作業への従事、周囲の農地利用に支障がないことなど、農地法の規定に基づき様々な観点から審査しているものと認識しております。今後も機会を捉えて市町村及び農業委員会と情報共有を図るなど、適切に制度が運用されるよう取り組んでまいります。

次に、地域計画の策定状況についてのお尋ねです。

地域計画の策定は、市町村が現況地図を作成の上、地域内で話合いを行い、計画を作成することとされております。現在、半数以上の市町村で地域の話合いが始まっていますが、35市町村では現況地図を作成している段階にございます。地域計画は策定期限が定められていることから、支援チームを現地機関に編成し、期限までの策定を支援しているところでございます。

次に、地域計画策定による農地の権利移転への効果についてのお尋ねです。

農地の権利移転は、議員御指摘の地域計画の策定の有無にかかわらず、農地法に定められた

農地の適正利用の観点から判断されるものでございます。一方、地域計画の策定で意欲ある経 営体への農地集積や担い手のいない農地の流動化が刺激されることとなり、守るべき農地が小 規模農家を含む多様な担い手により次世代へ着実に継承される効果が期待されるところでござ います。

以上でございます。

[林務部長須藤俊一君登壇]

○林務部長(須藤俊一君)県立学校の校内樹木の維持管理に対する森林づくり県民税の活用についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、県立学校内の樹木の適正な管理については重要と考えております。森林づくり県民税は、県民の皆様から超過課税として特別に頂いている財源であることから、従来の施策では十分に取り組むことができなかった新たな課題への対応に活用することとしており、校内樹木の維持管理等の経常的な取組に活用することは難しいと考えているところです。

なお、グリーンインフラの推進に関しては、市街地の緑の整備に対する期待の高まりから、 従来の国庫補助の対象とならない小規模な緑地の整備を進めるため、第3期森林づくり県民税 において町なかの緑地整備事業を立ち上げ、実施してきております。今後も、森林づくり県民 税を有効に活用し、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組ん でまいります。

〔建設部長新田恭十君登壇〕

○建設部長(新田恭士君)私には3点御質問をいただきました。

まず、街区公園に対する県の支援についてのお尋ねでございます。

街区公園は、1か所当たりの面積が0.25へクタールを標準とした小規模な公園であり、住民が最も身近に利用できる公園として都市計画決定されているもので、県内に約350か所あります。

街区公園での草刈りや植栽剪定などの日常的な維持管理は、多くの場合、地域の自治会活動などにより支えられていると認識していますが、議員御指摘のとおり、高齢化などの影響によりその活動の継続が懸念されるところでございます。現時点では街区公園に対する具体的な支援はございませんが、今後、維持管理の実態や市町村が抱える課題などについて調査し、管理者である市町村と協力して現場の実情を把握した上で、支援の必要性などについて検討してまいります。

次に、維持管理や調査における造園業者の積極的活用についてのお尋ねでございます。

本年5月末には、中野市の一本木公園において倒木による事故が発生しましたが、議員御指摘のとおり、倒木などによる事故を防止するためには、日頃の維持管理や点検を適切に行う必

要があり、専門知識を持つ造園業者との連携は有効であると認識しております。県管理道路の 街路樹の高木または中木の剪定工事については造園業者に発注しているものの、県が管理する 公園の樹木については指定管理者に委ねており、必ずしも専門家が維持管理している状況では ございません。

街路樹や公園にある樹木の倒木などを防ぐ観点から、令和元年度より、長野県造園建設業協会と連携し、外観目視によるパトロールのみでは把握することが難しい樹木の健全度の判定を樹木医や街路樹剪定士等の専門家と実施しているところであります。今年度も9月に若里公園において実施する予定でございます。

さらに、樹木に対する専門的な知識がなくても樹木の打撃音の分析により樹木内部の腐食・ 腐朽診断を行うことができる簡易診断技術を活用し、必要に応じて専門家に相談できるような 体制を工夫してまいりたいと考えております。このような取組を継続しながら街路樹や公園の 樹木などの適正な維持管理に努めてまいります。

次に、信州まちなかグリーンインフラ推進計画の行動指針に関する御質問でございます。

議員御指摘の地域住民や民間事業者による選定路線の包括管理、これは、中高木を除く植栽の点検や剪定、緑地の草刈り、花木の植樹などを、協定に基づき、町なか緑化に賛同する住民や民間事業者などにボランティアで行っていただくことを想定しております。なお、ボランティアで実施することが難しい中高木の管理については、先行区域を定め、美観に配慮した植栽管理の手法について実証的に検討を行います。あわせて、コストの増加などの要素を明らかにした上で優先整備箇所の設定などを検討してまいります。

低木については、アダプトシステムなど官民連携による施策を検討しているところですが、 高齢化の影響もあり今後継続が懸念されることからも、若者の参加を促すような取組も研究し てまいります。今後、現在の維持管理体制の充実を図るとともに、新たな体制についても検討 し、引き続き県民が安心できる適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

#### 〔31番寺沢功希君登壇〕

〇31番 (寺沢功希君) 全国で見ても、下限面積の廃止により所有権移転許可数が法改正前の2倍になったところもあれば、小規模農地の購入を希望してもまずは借りることを勧めるところもあり、その対応はそれぞれです。地域計画も、またそれぞれの市町村が描く農業の未来予想図に向けて策定されるものです。いずれにしても、下限面積の廃止や地域計画の策定が担い手不足の解消や荒廃農地の減少に良い形で影響を与えてくれることを期待し、また、グリーンインフラにおきましては、維持管理があってこその事業だと思いますので、しっかりとした計画を立て、維持管理を行っていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

部活動の顧問を強制するのはやめてほしい。今年2月、中学、高校の教職員11人が集まり、 望まない教員が部活動顧問を強いられない環境を整えることを目的とした長野県の部活動を考 える組合をつくり、記者会見が行われ、その様子がニュースでも取り上げられました。

日曜日に炎天下で審判をやっている。授業を自習にして出張して駐車場係をやっているとか、 俺は何をやっているのだろうという思いをしている先生は大勢いると思う。本来やるべきだった授業の準備の時間が失われる。土日に部活動が及んでいると月曜日からの授業の準備はかなり疲弊した状態といった切実な声が聞かれました。実際、部活動は、学習指導要領上、学校教育の一環とされますが、教育課程内の活動ではないため、部活動指導は教員本来の業務ではなく、教員免許状も必要ない学校長からの職務命令による付加的な業務とのことです。

一方で、この会見を目にした子供たちはどう感じたのでしょうか。自分たちへの指導は負担だったのか。嫌々顧問をしていたのか。全力で取り組んでもらえていなかったのかと、人生の中の青春時代、その中の3年、6年というごく僅かしかない時間に全力をかける子供たちの中にはショックを受けた子供もいたのではないかと思います。しかし、責めるべきは教職員の皆さんではなく、改善されない労働環境や教員不足であり、悩みに悩まれた苦渋の決断の上の行動だったのだと思います。こうした状況を踏まえ、質問をしてまいります。

全国的に教員不足が課題となる中、県内では、5月1日時点で、小中学校で36人、高校で6人、特別支援学校で8人の不足が生じているとのことで、前年の2倍以上に増えた小中学校で32人、高校で1人、特別支援学校で6人の不足であった昨年6月より多い状況であります。

教員の配置については、学校以外の県及び市町村教育委員会事務局等に指導主事として配置 もされています。4月1日時点の配置数は、本庁に142人、うち再任用9人、教育事務所に79 人、うち再任用5人、教育機関に42人、市町村教育委員会に38人の計301人となっており、義 務教育から192人、高校から109人という状況です。

県教委は、欠員が出ている学校において児童生徒の学習面に影響は生じていないとしていますが、学習面以外への影響や現場の負担感の増加を考えると早急に対応することが必要だと思いますが、欠員解消に対し、指導主事として配置されている教員を現場に戻して対応することはできないのでしょうか。

301人という指導主事の数は、県教委によると近年横ばいとのことです。この数が適切なのか、他県に比べてどうなのかは分かりませんが、単純に印象として多いと感じるのは私だけではないと思います。

教育要覧によると、指導主事数は、令和5年8月1日時点で、本庁に102人、教育事務所及 び体育センターに84人、教育機関に51人の計237人。一方、その10年前の平成25年8月1日時 点では、本庁に76人、教育事務所及び体育センターに83人、教育機関に53人の計212人だった ので、この10年間では若干増となっています。平成25年にはなかった高校再編推進室と国スポ 準備室が設置されたということも増えた要因の一つかと推察されます。

しかしながら、同様に平成25年と令和5年の学級数を比較しますと、小学校が403学級の減、中学校が176学級の減、高校が176学級の減となっています。児童生徒、学級数が減る中での指導主事の数の推移には違和感がありますが、現状の業務の中で指導主事以外が担えるものはないのか、現状の指導主事数は適切なのか、御所見をお聞きします。

教育委員会の人事制度については、各都道府県及び市町村ごと独自のものであって統一されていないようであり、全国では学校現場から指導主事への異動は本人の希望により面接などの選考を受けた上で行われるところもあると聞きますが、本県においてはどのような状況でしょうか。

指導主事の業務は多岐にわたりますが、学校現場を訪問する教育事務所や市町村教委の指導主事の職務は、教職員の資質向上、指導力向上のための指導・助言であると思います。年齢構成を見ますと、教育事務所で約6割、市町村教委で約7割が40代となっており、果たして年齢も経験も上の方に指導・助言ができるのか、疑問があります。今後の定年延長や役職定年、さらに再任用制度の活用を考慮し、指導・助言の職務は経験豊かな層の皆さんに担っていただくことが効果的かつ自然であると考えますが、いかがでしょうか。

人事異動は、常に適材適所が考慮され、行われます。例えば、県では、県職員という大きな くくりで採用され、個人の能力や経歴、その後の能力向上や組織の活性化などを考慮し、各部 局や出先機関へ適材適所の人事異動が行われます。

しかし、教員として採用されたのならば、その時点で適材と判断されたということであり、 適所は学校現場であるということだと思います。あえてその適所である学校現場から指導主事 へと人事異動を行うのですから、きっと大きな意味があるのだと思います。指導主事として得 た経験は、その後、教頭、校長といった管理職に就くには影響するものだと思いますし、マネ ジメント能力といったスキルの向上につながるということは容易に理解できます。

では、学校現場に戻った際に接する児童生徒に対してはどのような効果をもたらす可能性があるのでしょうか。教員の学校現場以外への異動についてどのようなお考えをお持ちか。以上、教育長にお聞きします。

## 〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長(武田育夫君)指導主事の業務及び配置数についての御質問でございます。

指導主事は、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に 関する事務に従事する職員でございまして、大学以外の公立学校の教員をもって充てることが できるとされております。このように、指導主事の業務は、教育課程に関する指導など、専門 性が高く、県職員が担うには困難な内容が多いと考えており、専門性の高い分野に毎年度適正な人数を精査し、指導主事を配置してきております。

しかしながら、学校現場の教員不足は喫緊の課題であることから、指導主事の業務の在り方や効率化による配置数の見直しなどについても教員不足解消の一つの方策として今後検討して まいりたいと考えております。

学校現場から指導主事への異動に係る長野県の状況についての御質問でございます。

本県の指導主事の配置については、本人の意向を踏まえ、学校において教科指導や生徒指導など優れた教育実践を積み重ねてきた者や、教務主任、研究主任、生徒指導主事等のミドルリーダーの中から、校長や市町村教育委員会の推薦の下、県教育委員会が選考を行い、決定しております。

続きまして、指導主事の職務を担う教員についてでございます。

議員御指摘の経験豊かな管理職経験者や役職定年者、再任用年齢者などの皆さんを指導主事に任用することについては、その経験を業務に生かす観点から、現在、義務教育関係、埋蔵文化財センター、県立歴史館において行っているところでございまして、今後も他部局において配置が可能かどうか研究してまいります。

指導主事を経験する効果と教員の学校現場以外への異動についての御質問でございます。

経験豊かなベテラン層に加え、中堅層の教員を指導主事に登用することは、行政の場において様々な経験や出会いを通じて多様な考え方や見識を得て自身の視野を広げ、教員の力量を高める経験となると考えております。私自身も指導主事を経験してまいりましたが、学校現場に戻った際、身につけた幅広い知識や学校ではできない経験が子供理解や学習指導を深くしたと思っています。また、校長としては、学校運営や学校改革を自信を持って行うことにつながったと感じております。教員は、学校現場だけでなく、教育行政や教育研究機関等様々な場で学ぶことが力量向上につながるというふうに考えているところでございます。

# [31番寺沢功希君登壇]

○31番 (寺沢功希君) ちなみに、県警では、令和5年4月1日現在、警察官3,252人中、警察活動をしない、いわゆるデスクワークに従事する方は236人、7.3%。しかしながら、この人たちは、緊急時や事件発生時、人員が足りない場合は現場に出動するとのことです。県教委におきましても指導主事に対して柔軟な対応をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

今年3月、長野県子ども支援委員会は、条例制定以降初めて人権救済の申出があった2件について、条例に基づき、県教委に対し人権救済勧告を行いました。この件について昨年の6月定例会において質問いたしましたが、改めて小学校においていじめ被害を訴え長期不登校になってしまった案件について行われた勧告のその後について、以下質問してまいります。

県教委は、昨年3月13日に、この事案について、当該小学校及び市町村教委に対して文科省が定めるガイドライン及び県が策定した基本的な方針の徹底実施を求めるとともに、本件について再度資料を精査し再評価を求めること、関係部局等と連携し、県内諸学校の教職員が真摯に子供たちの声に耳を傾けることを基本としつつ、前出のガイドライン及び基本的な方針に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう体制を整備するとともに、学校及びその設置者に対する研修機会の充実を図ること、この2点の措置を講ずるよう勧告を受けました。

3か月半後の6月28日の本会議で、勧告後どのような対応が行われたのかという私の質問に対し、教育長は、現在勧告の内容を精査し、今後の対応の検討をしていると答弁されました。その後、8月25日付で、当該市町村教育委員会及び当該小学校長に対し、勧告どおり、文科省が定めるガイドライン及び県が策定した基本的な方針の徹底実施と、当該案件について再度資料を精査し再評価を求める要望書を発出したと聞いておりますが、改めて勧告を受けてからこれまでの経過と対応内容についてお聞きします。

また、なぜ要望書の発出までに5か月半という長い時間がかかってしまったのか、その理由 についてもお聞きします。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例では、勧告を受けた県教委はその勧告を尊重 しなければならないとされています。つまり、条例の立てつけ上、勧告で求められた行為を行 うことで案件についての対応は終了となるため、当該案件で言えば、求められた二つの事項の うち一つの事項については、要望書を発出した段階で対応終了ということになります。とはい え、そう割り切ってよい問題ではありませんし、もちろん県教委としてもそう考えてはいない と思います。申立て者が真に救済されたと感じられるまでの対応が必要と考えますが、今後の 対応をどのように考えておられるのか。以上、教育長にお聞きします。

条例では、子ども支援委員会は、救済の申出を受けた事案について調査・審議し、知事または教育委員会に対し勧告することができるとされており、それ以上は求められていません。つまり、当該案件で言えば、県教委に勧告を行った時点でこの案件についての対応は終了ということになります。実際、昨年の私の質問に対し、こども若者局長も、勧告後に子ども支援委員会として積極的な役割を担うことは難しいものと考えていると答弁されています。とはいえ、県教委同様、勧告を行って終了という考え、対応でないことを願いますが、今回勧告された事案における勧告後の対応状況を伺うとともに、今回の勧告を踏まえ、今後の人権救済事案への対応についてのお考えをこども若者局長にお聞きします。

## 〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長(武田育夫君)**子ども支援委員会からの勧告後の対応状況等についての御質問でございます。

令和5年3月に長野県子ども支援委員会から勧告を受け、同年8月の県教育委員会定例会において、県教育委員会としての対応について決定いたし、翌日、当該市町村教育委員会及び当該小学校に対して国のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び県のいじめ防止等のための基本的な方針の徹底と、当該案件について再度資料を精査し再評価を行うことを要望したところでございます。

続きまして、要望書の発出までに時間を要した理由についての御質問でございます。

県教育委員会といたしましては、子ども支援委員会の勧告内容を精査し、その後、当該市町 村教育委員会に対象の資料の提供を依頼したところでございます。追加資料を含めた全ての資 料が提出された後、資料を精査し、国のガイドライン及び国の基本方針にのっとって当該資料 を慎重に確認・検討をいたしたため、相当の時間を要したものでございます。

続きまして、要望書を発出した後の対応についてでございますが、県教育委員会といたしましては、子ども支援委員会の勧告を受け、当該市町村教育委員会とやり取りを行い、勧告に従って当該市町村教育委員会及び当該市町村に要望したものであり、決して形式的な対応であったとは考えておりません。今後も全ての市町村教育委員会や学校を対象に研修会を実施する等、いじめの適切な対応がなされるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

[県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇]

○県民文化部こども若者局長(高橋寿明君) 私には子ども支援委員会の勧告事案へのその後の 対応と今後の人権救済事案への対応について御質問をいただきました。

まず、昨年3月に勧告が行われた事案につきましては、条例制定後初めての事案だったこと もありまして、慎重に調査、審議を重ね手続を進めてきたとはいえ、勧告までに非常に長い時間を要したため、必ずしも当事者である子供や御家族の皆様の思いに応え切れず、誠に申し訳なかったと考えております。

そして、今回の勧告事案へのその後の対応についてでありますが、昨年6月定例会において答弁したとおり、子ども支援委員会として勧告後に積極的な役割を担うことは困難でありますが、今回の勧告事案に係る措置の状況について、勧告先である県教育委員会から随時報告をいただいているところであります。

次に、今後の救済事案への対応についてでございますが、同じく昨年6月定例会において、 知事から、現時点で直ちに条例の見直し等は考えていないが、改善すべき点があるのか、子ど も支援委員会とも相談して検討していきたい旨を答弁し、私からは、反省点を生かして、次の 事案からはより迅速な対応ができるようにしていく必要がある旨、答弁いたしました。

その後、昨年度開催された子ども支援委員会におきまして、今回の反省を踏まえ、審議の迅速化に向けた手続について事務局から提案して、委員の皆様に子供の人権救済を早期に図るこ

とを主眼とした議論を行っていただきました。この中では、何よりもスピード感を持った対応 が必要だという点で一致し、今後の事案の対応に当たりまして、調査・審議に係る委員会と事 務局の役割分担や関係機関との連携など、早期に救済を図るために留意すべき点について整理 を行いました。

また、勧告に至る前の早い段階でより適切な対応が行われるよう関係機関に対し必要な対応 を促すなど、早期救済につながるための取組を行うべきとの認識について、子ども支援委員会 において協議したところであります。

今後救済申出があった場合には、子ども支援委員会の迅速な調査・審議、そして関係機関への早期の働きかけなどが円滑に行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

# [31番寺沢功希君登壇]

○31番 (寺沢功希君) 御答弁をいただきました。特に、教育長の答弁の中に、全県においていじめがなくなるように取り組んでいくというお話がありましたが、たった一人の被害児童がいまだに救済を受けていないと感じております。条例で定められた範囲内でしか行動ができず、それ以上できないと足踏みをしている中、一人も助けられない教育委員会が、果たして全県でいじめをなくし、二度とそういう思いをする子供を生まないという取組ができるのか、疑問に感じてしまうのは私だけではないと思います。しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたします。

条例では、子ども支援委員会が勧告を行えるのは知事と県教委に対してのみであります。また、勧告できる内容も、子供に対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること、県の機関以外の関係者に対し必要な措置を講ずるよう要望その他の行為を行うことの二つの事項のみであります。また、要望先に報告義務はなく、こちらから求めることができるとすらされていません。

さらに、先ほどの指導主事の件で触れましたが、県教委、市町村教委、学校といった関係性の中でどこまでのことが言えるのか、どこまでの行動が取れるのか、疑問を感じざるを得ません。これでは、継続的に重層的かつ総合的に子供の支援に取り組むとした条例の実効性が十分に担保されておらず、子供たちの人権侵害に対する真の救済や再発防止にはつながらないと思います。

昨年の質問で条例の見直しを要望した際、知事は、現時点で直ちに条例の見直し等大きく枠 組みを変更することは考えていないが、条例制定後大分時間もたっているので、これまでの活 動状況も踏まえながら、改善すべき点があるか、子ども支援委員会とも相談した上で検討して いきたいと答弁されました。あれから1年がたち、子ども支援委員会や県教委が現在規定され ている行動を行ったにもかかわらず、当該市町村教育委員会及び当該小学校の対応が見えてきません。何より、被害を受けたお子さんや保護者が救済されていない現状を見れば、条例に課題があることは明らかです。これからの子供たちのため、改めて条例の見直しを提案しますが、これまでの検討状況も踏まえ、お考えを知事にお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事 (阿部守一君) 子ども支援委員会による人権救済が不十分ではないか、制度、条例の見直しを行うべきではないかという御質問であります。

この点については、先ほどこども若者局長からも答弁させていただいたように、前回御質問をいただいた際に、子ども支援委員会と相談して検討していきたいと答弁しております。先ほどの御質問にもありましたように、お子さんを対象にしておりますので、時間をかけることなく早期に調査をしていかなければいけないと思いますし、勧告等に至る前に必要な改善を求めるという対応も必要だというふうに思っています。この点は子ども支援委員会の皆様方も同様の御認識であります。ただ、この子ども支援委員会で検討しなければいけない案件は、当事者間の調整がかなり困難、複雑化したケースが多いので、委員の皆様方は委員会として直截的な裁定を行うことはなかなか難しいと考えていらっしゃるという状況であります。

私も、この条例を制定するに当たりましては、本当にいじめ等で悩む子供たちを救わなければいけない、そうした子供たちがいない県にしていかなければいけない、そういう思いで制定させていただいたところでありますが、必ずしもそうした十分な成果を上げるに至っていない状況であります。

ただ、これは、条例を見直すことで解決するかというと、なかなか難しいのではないかというふうに率直に考えています。都道府県と市町村の関係は、文字どおり対等、協力ということで、御承知のとおり、昔と違って、県議会に提案させていただく市町村との関係の条例についても、直接的に指示するとか強く求めるというような形の条例にはしていません。お互い独立した公共団体であり、特に、地方公共団体同士の関係でありますので、本来であれば補完性の原理で、市町村自治が最優先され、我々広域自治体はその自治を最大限尊重するという立場だというふうに私としては考えているからであります。

この条例は、先ほどの御質問にもありましたように、私と教育委員会に対して必要な措置を 講ずることとなっております。これはかなり強い書き方でありますので、県が直接的に権限を 有することについては、子ども支援委員会はかなり有効な効果を上げられると思います。ただ、 それ以外の機関、関係者に対しては、要望その他の行為ということで、そもそも条例自体が弱 くなっております。それは、先ほど申し上げたような考え方に立っているからであります。

では、例えば強制的な調査権を付与するようなことが可能か、あるいは、そのことによって

紛争が的確に解決されるのかというと、必ずしもそうではないのではないかというふうに思っております。私としては、この子供の人権を守るというテーマについて、市町村長の皆様方としっかり問題意識を共有していかなければいけないというふうに思っています。

本来、教育や子供・子育ての部分は都道府県も権限を持っていますが、市町村も役割と責任をしっかり有しているわけでありますので、私からは、今回の事案のようなことも含めて、まさに市町村において主体的に考えていただく必要があるのではないかという問題提起をさせていただくことにより市町村の対応を促していかなければいけないというふうに思っております。

当事者の方、当事者の御家族の皆様方の思いを受け止めると、もっと何とかならないのかという御指摘はそのとおりだというふうに思いますが、今申し上げたような限界、制約があるということもぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

### [31番寺沢功希君登壇]

○31番 (寺沢功希君) 先ほど、西沢議員の質問の最後に、教育長からの謝罪の言葉が後になったという言葉がありましたが、前回、6月の議会において、私からも、被害を受けた子供さん、そして保護者の皆さんを気遣う言葉がなくて非常に残念だと言わせていただきました。今回も、教育長からは、被害を受けたお子さん及び保護者を気遣った言葉がなかったことが非常に残念でなりません。

今年4月、当該案件でいじめ被害に遭ったAさんは、部活動オリエンテーションにて、新入生を前に、所属する部の活動を友人と共にパフォーマンスを見せながら紹介したそうです。こうした近況を聞くたびに、ほっと安心し、うれしく思いますが、なぜ他県ではなく長野県でこうした学生生活を送らせてあげることができなかったのかと、残念でなりません。

子供たちがこうした思いをすることのないよう、条例や制度がしっかり機能すること、そして、何よりいじめ被害に苦しむことのない学校環境となりますよう、今後のさらなる取組に期待をし、一切の質問を終わります。

○副議長 (続木幹夫君) 次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番(竹村直子君) こんにちは。改革信州の竹村直子です。一般質問を始めます。よろしくお願いします。

リニア中央新幹線について質問いたします。

今年3月、JR東海より、リニア中央新幹線の2027年開業断念が表明されました。2027年の開業は実現できないとのことで、乗ることを楽しみにしている高齢の方もおられ、飯田・下伊那の多くの方が落胆したことと思います。

長野県駅工事や周辺道路工事に伴い、地元では多くの皆さんが土地を明け渡すためにいち早く住宅や店舗を移転させています。大鹿村では、コロナ禍で減った観光客が戻らず、さらに工事の影響で減っているとのことです。工事期間が長引くことによってさらに悪影響が生じるのではないかと地元では不安が広がっています。

そこで、何点かお聞きします。

リニア工事に伴う水資源の問題は実験線の工事段階から取り沙汰されてきたことで、静岡県のみならず多くの方が心配していると思われます。5月には岐阜県瑞浪市で井戸水等の水位低下があり、工事を中断して調査をすることとなりました。今後、県内でも心配される水問題についての県民の不安に対し、県としてどのように対処していくのでしょうか。

トンネル掘削による発生土は豊丘村の山中に大規模に埋め立てられており、飯田市下久堅、 下條村、阿智村等でも埋立計画が進められています。発生土の処理、活用の状況はどのように なっているのか。開業予定延期による影響はあるのでしょうか。発生土の活用が進められる中、 ヒ素等を含む要対策土が工事に利用されることを懸念する声が上がっていますが、どのように 対処するのでしょうか。以上を室賀リニア整備推進局長にお聞きします。

開業が延期されても、県が進めてきた関連事業は引き続き推進すべきと考えますが、駅周辺 で進められている関連道路整備の今後の見通しについて、こちらは新田建設部長に伺います。

リニアを利用して長野県を訪れてもらえるような、また、移住したくなるような長野県駅を中心としたまちづくりも、足を止めることなく進めなくてはいけませんが、県としてどのように考えているでしょうか。室賀リニア整備推進局長にお聞きします。

冒頭で申し上げたとおり、開業が延びたことで様々な影響を心配する声が上がっていますが、 阿部知事は開業が延びたことをどう受け止めておられるでしょうか。

6月7日、東京で開かれたリニア中央新幹線建設促進期成同盟会では、長野県を含めた八つ の沿線となる県から各知事が参加され、阿部知事も挨拶されました。どの県もリニアを最大限 に活用して地域の経済発展につなげたい思いは同じだと思います。

知事は、今議会の議案説明の中で、リニア中央新幹線は東京一極集中から多極分散型国土への転換を促す大きな契機となると言われました。東京一極集中は大きな問題で、転換ができたなら地方は大きく変われると考えます。改めてリニア事業の推進に向けた阿部知事の決意を伺います。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

**○建設部リニア整備推進局長(室賀荘一郎君)**私には4点質問をいただきました。

まず最初に、リニア工事に伴う水資源の問題についての御質問です。

JR東海では、県内の工事着手に当たりまして、沢水の減水や井戸の水位低下に備えまして

事前に代替水源の確保などの対策を実施しており、今後、急激な水位低下等の異常が生じても、 JR東海において速やかに対策を講じるものと認識しております。

また、同社では、平成26年11月に県に提出しました環境影響評価の事後調査計画に基づき、 沿線周辺の河川水の流量、湧水量、地下水位等の事後調査を月1回実施し、毎年公表しており ます。県では、この毎年提出される年次報告によりましてその内容を確認し、環境影響評価技 術委員会の審議等を踏まえて必要な助言を行うこととしております。

なお、岐阜県での報告遅延の問題を踏まえまして、本県におきましても、急激な水位低下等の異常が確認された場合は、住民はもとより県や関係機関へ直ちに報告するようJR東海に求めたところであります。その際、これまでも応急対策が必要な場合は早急に検討を実施するよう求めておりますが、今後も住民の不安払拭に努めるようJR東海へ求めてまいります。

次に、リニア工事に伴う発生土の処理、活用と開業予定延期による影響についての御質問です。

発生土の処理状況につきましては、現時点で28か所の発生土置場が決定し、長野県内から発生する土量の約5割に相当する容量が確保されている状況であります。このほか、JR東海では約20か所で調整しておりまして、これらの箇所全てにおいて搬入可能となった場合の容量は、県内で発生する土量の約9割に相当すると説明しております。

活用状況につきましては、議員御指摘の豊丘村、飯田市、下條村、阿智村等の箇所を含めまして公共事業や圃場整備等へ活用されるほか、JR東海では、地元の理解を得た上で、変電所や保守基地等への活用が予定されています。

開業予定延期による発生土処理等の影響については、現時点においてはないと認識しておりますが、今後とも、地域の活性化に資する観点からも、発生土が有効に活用されるよう市町村と連携し、JR東海との調整に努めてまいります。

次に、リニア工事に伴う要対策土についての御質問です。

議員御指摘の懸念は、JR東海が計画している長野県駅(仮称)工区の土曽川橋梁の基礎工事かと思いますが、この工事について、JR東海は、本年1月から2月に4回にわたりまして地元説明会を開催し、コンクリートで要対策土を覆い密閉処理することで安全に活用できると地元に対して説明しているところです。

一方、JR東海が令和4年10月に県に提出しました同工区に係る環境保全計画書では、土曽川橋梁での要対策土処分は計画されておりません。今後、JR東海から県に対しまして、要対策土を密閉処理する計画が提出されます。県といたしましては、環境評価技術委員会における審議等を踏まえ、環境への影響を極力低減するような助言をするとともに、地元住民の皆様の不安払拭のため丁寧な説明を行い、十分な理解を得ることをJR東海に対して求めてまいりま

す。

最後に、リニア中央新幹線開業に向けました長野県駅(仮称)を中心とした地域振興についての御質問です。

リニア中央新幹線の開業時期の延期が本年3月にJR東海から公表されました。開業時期の延期にかかわらず長野県駅(仮称)を中心とした地域振興を着実に進めることは重要であると認識しております。

そのため、まずは伊那谷自治体会議等を通じまして地域の皆様のニーズを丁寧にお聞きするとともに、リニア開業効果を最大限波及させていくため、市町村の枠組みを超えた広域的な視点に立って戦略的かつ実践的な面としての土地利用のグランドデザインを新たに策定することとしております。こうした取組を通じ、伊那谷地域の魅力向上を実現し、着実に地域振興を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

**○建設部長(新田恭士君)**私には県駅周辺で進められている関連道路整備の今後の見通しに関する質問をいただきました。

県では、長野県駅周辺において、国道153号飯田市北改良、座光寺上郷道路及び県道市場桜町線の整備を進めております。いずれの道路につきましても、リニアの開業にかかわらず、渋滞の解消や道路の信頼性、利便性の向上が期待できるなどこの地域にとって重要な道路であることから、今後示されるリニア建設工事の関連する工程を精査した上で、JR東海に必要な対応を求めながら、早期に事業効果が発現できるよう着実に進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事(阿部守一君)私にはリニア中央新幹線の整備に関連して2点御質問をいただきました。 まず1点目は、リニア中央新幹線開業延期に関する受け止めということでございます。

提案説明でも申し上げたとおり、リニア中央新幹線の一日も早い開業を我々は求めてきたわけでありますが、そうした中で、今回開業延期という形で公になったということを非常に残念に受け止めているところであります。

ただ、我々行政は、残念だと言っているだけでは済みませんので、この開業延期が公表されたことを踏まえて、まず地域の皆様方のお考えをお伺いしようということで、リニア整備推進局の職員が関係市町村や経済団体等の考えを聞き取らせていただいております。

そういう中で、いろいろな課題が浮かび上がってきているというふうに思っています。まず、 期待されていた経済波及効果が失われてしまうというような問題や、観光への影響といったよ うな課題がありますし、工事用地として活用している土地を、新たなまちづくりのために活用 していこうと考えていた地域にとっては、こうしたまちづくりも大きく影響を受けてしまうこ とになります。

また、工事期間が延びてしまうことによって工事車両の運行等が長期化してまいります。そうしますと、騒音、振動のような生活環境への影響、さらには交通安全上の懸念、こうしたことも長期化していくわけでありまして、我々県としては、このような声を踏まえて対応していかなければいけないというふうに思っております。

まずは市町村、地域の皆様方とこうした課題を共有しながら、地域の皆さんの負担の軽減や 課題の解決に向けて取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますし、例えば、 観光需要等については、JR東海に対してもこうした課題をしっかり伝えて必要な協力を強く 求めていくことが重要ではないかというふうに思っています。

このリニア中央新幹線については、引き続き地域の皆様方の思いにしっかり寄り添って対応することが最も大事だというふうに思っておりますので、関係の皆様方と意思疎通を円滑にしながら、必要に応じて国やJR東海にも強く要請を行って対応していきたいというふうに考えております。

続いて、多極分散型国土への転換を促す大きな契機となり得るリニア中央新幹線と私は申し上げましたが、リニア事業推進に向けての決意という御質問をいただきました。

まずは伊那谷、木曽谷など、長野県のかなりの地域にとって、このリニア中央新幹線はこれまでの交通体系を大きく変える非常に重要な交通インフラだというふうに考えています。そして、我々としては、この新しい交通インフラを地域の発展のために最大限役立つことができるようなものにするために、関連道路の整備をはじめまちづくり等をしっかり進めていかなければいけないというふうに考えています。

ただ、その一方で、このリニア中央新幹線は、スーパーメガリージョンを実現しようという まさに国家的なプロジェクトでもあるわけでありまして、我々も最大限努力しますが、国の立 場においても、リニア中央新幹線や、全国でかなり整備が進んできた新幹線ネットワーク、高 速交通網、こうしたものを生かした新しい国土政策をしっかりと構築していただくことが重要 ではないかというふうに思っております。

特に、この人口減少社会に突入している中では、地方からどんどん若者が大都市に出ていって、大都市に経済的な富がどうしても集中してしまう。そして、その他の地域はどんどんどんどんだん活力を失ってしまうと。これは、もとより我々地方の努力も重要ではありますが、地方の力だけでは解決できないこともたくさんあります。そういう意味で、まさにこうしたリニア中央新幹線の整備等を意識しながら、国においては、この東京一極集中の是正、人口減少下にお

ける国土政策というものもしっかりと構築してもらうことが重要だと思っております。

我々県としては、地域の皆様方と共にまちづくりをはじめとする取組をしっかり進めるとと もに、国に対しては、今申し上げたような国土政策の構築を強く求めていきたいというふうに 考えております。

以上です。

## [1番竹村直子君登壇]

○1番(竹村直子君)新幹線に乗るたびに早く移動できるのはいいなと思います。東京へ行くのにバスで4時間かかる、陸の孤島と言われる飯田・下伊那にとって、リニア中央新幹線は希望の光となっています。

先日、リニア試乗体験の機会をいただきまして乗ってまいりました。遊園地のアトラクションに乗った後と同じような、体が浮き足立ったような感覚が若干ありましたけれども、時速500キロのスピードが出ているということは表示を見なければまるで分かりませんし、後ろ向きに走っても違和感はありませんでした。

工事が安全に行われ、安全な運行が保障されることを前提とし、リニア中央新幹線が通ることを最大限に活用して、知事がおっしゃったように、地域に寄り添って、地域の発展に有効となるよう引き続き県の丁寧な説明と取組をお願いします。

次の質問です。農業振興と農業教育について。

6月11日、教育委員会定例会において、更級農業高校と下伊那農業高校の学科再編が決定されました。更級農業高校では、生産流通科、生物科学科、グリーンライフ科、施設園芸科を、地域園芸科、植物活用科、食農科学科に。また、下伊那農業高校では、アグリサービス科、農業機械科、園芸クリエイト科、食品化学科を、栽培科学科、地域資源科、生物活用科に、いずれも一クラスずつ四つある科を三つに減らす。つまり、一クラス分定員を減らすということのようです。現状では大きな定員割れは起きておらず、実業高校の役割を考えると、クラス数を減らすというのは、生徒数の減少を踏まえたとしても適切ではないし、残念に思います。

下伊那農業高校は、長野県内唯一のお茶畑で摘み取った茶葉でお茶の生産をし、6次産業化の取組で茶葉のいろいろな活用法を地域の人と協力して研究する生徒がいます。アグリ研究班畜産部では、県畜産試験場が開発したオリジナル地鶏「黄金シャモ」の生産者認定を県から受けて、信州黄金シャモプロジェクトに取り組んでいます。地域の飲食店の協力を得て、黄金シャモを利用したメニューも開発しています。アグリサービス科生産流通コースでは、やはり飯田市内の飲食店と協力し、地域おこし弁当を考案して販売しました。地域の資源活用や課題解決を考える授業の一環だそうです。

このように、地域と多く関わりながら学ぶ機会が豊富な農業高校は、卒業しても地域に残る

生徒が多く、また戻ってくる割合が高いので、なおさら地域にとっては重要な学校です。しかし、せっかく高校で学び、研究をしても、その成果を生かすことができる就職先がなかなか少なく、一般の企業に就職してしまう生徒も多くいるのが現状です。

そこで、武田教育長にお聞きします。

農業振興の推進には農業高校での学びが重要であると考えます。学科数が減ることは学びの 内容の縮減につながるのではないかと懸念されますが、御所見を伺います。

飯田・下伊那では、昔は豚の飼育が盛んで、多くの農家が小規模で豚を飼っていました。現在は比較的大きな規模の養豚農家が、SPF豚、くりん豚、幻豚、純味豚、千代幻豚、信美豚、南部豚などブランド豚を飼育しています。肉牛の肥育も、乳牛の酪農も、養豚も、このコスト高の中、農家の皆さんはまさに身を削って頑張っておられます。

一方、先ほど話した下伊那農業高校で取り組んでいる信州黄金シャモプロジェクトでは、牛 や豚と比べ飼育の手間も少なくて済むということで、鶏の飼育を高齢化が進む過疎地域の経済 活動として地域に根づかせたいと、普及のための研究を進めているということです。

確かに、牛や豚という大きな相手を飼育するのは体力がなければできないことです。牛の肥育農家に体験で行かせてもらいましたが、細かく言うと、1日に5回は食事を与えていて、それだけでも相当な手間と時間がかかりますので、高齢になると厳しいと思います。その点、鶏ならば、体力的にかなり楽にできると想像します。鶏の飼育は、一たび鳥インフルエンザが発生すると大変だと言われますが、であるならば、小規模分散型のほうが被害は少なくて済むのではないでしょうか。中山間地の飯田・下伊那にとってとてもよい研究をしていると思います。そういった学びと県農政が連携して地産地消、自給率向上につながる長野県の農業振興を進めることが、農業人口の増加、若者の農業参入へとつながるのではないでしょうか。

小林農政部長にお聞きします。

農業高校での教育を生かして長野県の農業振興をさらに進めるため、教育現場とつなげる取組が必要と考えます。いかがでしょうか。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長(武田育夫君)**農業高校での学びと学科数減による影響についての御質問でございます。

近年、農業の大規模化や耕作放棄地の増加、ICT機器を活用した農業、いわゆるスマート 農業の進展など、農業を取り巻く環境が大きく変化している状況にございます。

このような状況を受けて、現在農業高校では、ICT機器やカメラ、センサーを利用した学びを導入しているところでございますが、これらの取組は、最先端の機器や技法に生徒が触れられる利点があるものの、農業を取り巻く農業技術の高度化に対応した専門的な知識、技術を

一貫して学ぶなどの継続的なカリキュラムを組みにくい状況がございます。このため、このたびの両校の学科編成では、農業実習を主軸に置いたカリキュラムの編成が行えるよう学科編成をしたところでございます。例えば、ドローンを活用した農業や水耕栽培が可能な植物工場での学習など、継続した実習体験ができる一貫した教育課程の編成が実現できることとなり、学科数は減ることとなりますが、学びの内容はより充実したものとなると認識しているところでございます。

今後、新しい農業に対応する学びにより生徒一人一人の可能性を伸ばし、即戦力として地域 社会で活躍できる人材の育成により一層取り組んでまいる所存でございます。

[農政部長小林茂樹君登壇]

〇農政部長(小林茂樹君) 私には農業高校での教育と農業振興についてのお尋ねをいただきました。

下伊那農業高校の学びの事例は、地域にも刺激を与え、農業振興にもつながる好事例でございます。こうした学びを通じて若い世代が職業としての農業に高い関心を持つことは、長野県農業の持続性の確保に大変重要であり、農政部、教育委員会、農業高校、農業関係団体が連携して取組を進めているところでございます。

例えば、若手農業者が自身の思いや農業の魅力等について直接高校生に語るセミナーの開催、また、県農業大学校では、高校生も対象とした農業法人等合同説明会の開催など、農業の楽しさや難しさに触れ、農業に価値を覚え、挑戦意欲が高まるような機会の創出に取り組んでいるところでございます。

今後も、農業高校での学びと地域の農業を結びつける取組をさらに進め、農業振興と就農の 促進を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長 (続木幹夫君) 次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番(山口典久君) 日本共産党県議団の山口典久です。

最初に、地方自治法の改定について質問いたします。

6月19日に参院本会議で成立した改定地方自治法は、大規模な災害や感染等で国民の安全に 重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国が地方自治体に指示できる指示権を新たに導入した ものです。

この改定は、影響を及ぼす事態の範囲が極めて曖昧であること、政府の判断で恣意的運用が 可能であること等問題が指摘されてきました。また、特別関与として国による強制的な関与が 自治事務にまで及ぶ仕組みが設けられ、都道府県に対し事務処理の調整の指示を行うことも可 能となります。

今回の改定が実際に適切に運用されるのか、地方自治体との意思疎通が行われるかは、この間の政府の地方自治体への強権的な対応、例えば名護市辺野古への米軍新基地建設の強行を見ると、疑問を持たざるを得ません。

改定地方自治法は、戦後築かれてきた地方自治、そして地方分権を根底から脅かす懸念が払 拭されておらず、廃止すべきと考えますが、阿部知事の見解を伺います。

続いて、介護事業所に関して質問します。

最初に、訪問介護です。

訪問介護は、在宅介護の専門職として、食事、入浴、排せつなどの身体介護、調理、洗濯、買物等の生活援助、また、通院などのための介助を行い、利用者は、要介護認定1、2だけでなく、3から5の利用者が4割以上を占めています。

ところが、この訪問介護事業が今深刻な危機にあります。東京商工リサーチの調査によると、 今年に入り介護事業者の倒産が急増し、過去最多を上回り、特に、訪問介護は34件で、61.9% の増加となっています。

先日、この4月から訪問介護サービスを廃止した中山間地の事業所を訪ね、直接お話を伺いました。経営は赤字が続き、人件費を切り詰めるために臨時・嘱託職員に頼らざるを得ず、処遇の改善も進まない。そうなると、若い人は退職し、新たに職員を募集しても全く応募がないそうです。職員は高齢化し、体力的にも大変になり、結局必要な人員、体制が確保できなくなって事業を廃止したということです。まさに負のスパイラルです。

こういう中で、国は、4月から訪問介護基本報酬の引下げを実施しました。この問題で、県内の医療、介護、福祉関連の団体などでつくる長野県社会保障推進協議会が、4月から長野県内の全訪問介護事業所を対象にアンケートを実施いたしました。1か月余りで213の事業所、全体の44.2%から回答が寄せられています。結果は、基本報酬引下げに9割を超える事業所が納得できないとし、約74%の事業所が事業継続に影響が出ると回答しています。

以下、健康福祉部長に伺います。

訪問介護事業はどのような役割を果たしているのでしょうか。今回の介護報酬引下げが事業 所の運営に与える影響は大きいと考えます。現場の実情、要望などを具体的に掌握していただ く必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、介護職員の処遇改善加算制度もありますが、小規模の事業所は要件を満たすのが難しいことなど事業者の懸念もある中、県として事業者からの相談体制の強化など事業継続のための支援策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2023年度に策定した第9期長野県高齢者プランでは、地域包括ケア体制の深化・推進、介護

人材の確保、計画的なサービス提供体制の整備を重点的に掲げ、県の取り組む方向性を明らかにしました。プランでは、要介護認定者は2040年で13.7万人に達し、2020年度の約1.21倍に増加することが見込まれる中、介護職員数、現在の3.8万人から4.1万人への増員を目指し、介護給付の計画との乖離率、在宅サービスをマイナス3.8%からゼロに引き上げるとしています。

しかし、現実を見ると、例えば、長野県が指定する介護事業所は、2023年度の新規指定が43件の一方で、地域でサービスを担ってきた49件が廃止となっています。介護分野の人材不足も深刻で、県内の有効求人倍率は2.70と、全産業平均1.55倍を大きく上回っています。

プランに掲げる「しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく 安心して暮らしていける信州」を実現するためには、介護に関わる県の予算を充実させ、人材 の確保育成、事業所への支援策など県として抜本的に強化する改革が求められているのではないでしょうか。健康福祉部長の見解を伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事(阿部守一君)私には今回の地方自治法の改正について御質問を頂戴いたしました。 いわゆる補助的な指示についての見解という御質問でございます。

現在の国と地方の関係、これは、いわゆる集権・融合型のシステムになっているというふうに受け止めています。そうした中で、今回の指示については、自治体、都道府県、市町村と十分なコミュニケーションを図った上で限定的な運用をするという前提であれば、その必要性については理解するところでございます。

今回国会で様々な議論があったわけでありますが、衆参両院の総務委員会においては、私ども全国知事会からの要請等も踏まえていただき、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと、また、指示の内容は目的を達成するために必要最小限のものとすること、こうした附帯決議が付されたところであります。また、指示をしたときは、その旨、内容を国会に報告するということで法案の修正も行われたところでございます。

私としては、知事会の代表者の一員として政府・与党にも要請を行わせていただいたところでありますが、こうした附帯決議の内容を十分踏まえていただき、地方自治の本旨を十分尊重して適切な運用を行っていただきたいというふうに考えております。

もとより地方自治についてはまだまだ道半ばだというふうに思っています。引き続き分権型 社会の実現に向けて知事としてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長(笹渕美香君) 私には2点お尋ねがありました。

まず、訪問介護報酬の改定による影響についてでございますが、県としましては、訪問介護

は高齢者の在宅での暮らしを支える極めて重要なサービスと認識しており、基本報酬の引下げによる訪問介護事業所の運営への影響については、事業所に直接出向いて状況をお聞きするほか、全事業所へ実態調査を実施しているところです。

また、6月から処遇改善加算が見直され、訪問介護につきましては、これまでよりも高い加 算率が設定されております。県では、処遇改善加算の取得促進に向け、専門的な相談員の派遣 やセミナー等の開催などのこれまでの取組に加え、加算未取得の小規模事業者等に対し個別重 点的に新制度の内容や具体的な申請手続を御説明し、加算取得を促すなど、さらなる支援を 行ってまいります。

次に、介護事業所への支援強化についてでございます。

第9期高齢者プランでは、お話にありましたとおり、「地域包括ケア体制の深化・推進による健康寿命の延伸」「地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備」「多様な介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進」を重点施策の3本柱とし、今年度から取り組んでいるところでございます。

特に、介護人材確保については、今年度から新たに介護に携わる方々から課題等に関する御 意見を伺い施策に反映する介護現場革新会議や、事業所の困り事にワンストップで対応する介 護・障がい福祉生産性向上総合相談センターを設置するなど、重点的に施策を進めております。

さらに、介護事業所の安定的な事業継続に向けては、公定価格を定めている国において介護報酬の適時的確な見直し等を行うこと、特に、訪問介護については、中山間地域の状況を踏まえた報酬とすることを県として要望してきており、今後も実態を把握した上で引き続き国に要望してまいります。

以上です。

### 〔23番山口典久君登壇〕

〇23番(山口典久君) 改定地方自治法ですけれども、附帯決議があったわけですが、それが十分に担保されるのか、地方自治の根幹を脅かしかねない、この問題の懸念は払拭できないことを申し上げておきます。

政府は、改定理由に災害時の対応を挙げてまいりました。しかし、能登半島地震に見るように、災害時の対応が進まないことの大きな要因は、地方公務員を減らし、地方の財源を削ってきたことで、必要なのは迅速な対応ができる権限、財源、そして人を国が自治体に保障することであることを述べておきたいと思います。

介護報酬に関し御答弁いただきました。現場では、引下げの撤回、その上で、地域を支える 事業所の経営が成り立つ報酬に改善するよう求める声が広がっています。同時に、こうした報 酬の改善が利用者や介護保険料に跳ね返ることのないよう、公費負担の増額を併せて国に求め ていただくことを要請いたします。介護など社会保障の予算を増加することは、単なる財政の 負担増ではありません。それは、地域経済に好循環をたらすものであることも指摘させていた だきます。

次に、リニア中央新幹線工事について、最初に水位低下問題を質問します。

県内のリニア中央新幹線工事について、私たち共産党県議団は、この10年来、合計11回の現地調査を行い、リニア中央新幹線の賛否にかかわらず、住民から寄せられる要望や不安の声をお聞きし、一般質問で取り上げた回数が22回に上り、その解決に努めてまいりました。この中で、各地の住民から、水道水源、井戸水やため池の水位の低下や枯渇への不安が当初から寄せられました。しかし、今年5月に、トンネル工事をしていた岐阜県瑞浪市で14か所のため池や井戸で水位が低下し、JR東海が工事を中断していたことが明らかになり、続いて県内の大鹿村、豊丘村でも水位の低下や水枯れが相次いで起きていたことが確認されています。これまでの間、長野県内で県が掌握している水位の低下等について伺います。また、水位低下に関するJR東海から長野県への報告の経過について伺います。

ヒ素などを含む重金属の要対策土についても、これまで問題になってまいりましたが、新たに長野県駅(仮称)付近の橋梁工事における活用も発表されています。この問題では、JR東海は現地で説明会を開催しておりますが、住民への説明や理解が不十分でももう決まったことのように進めているという住民の訴えもあります。JR東海に対して県は改めて丁寧な説明を求めるべきではないでしょうか。

2027年開業予定の延期を受けて、沿線住民の間では新たな疑問や不安が広がっています。特に、長野県駅の建設や県道開設などの関連事業に伴い移転を強いられた住民は、長年住み慣れた家や地域を離れざるを得なかった方、事業の継続が困難になっている方、また補償費用が少ないため移転・新築に借金をせざるを得ない方など、人生設計が大きく狂わされた方も少なくありません。

こうした中、開業延期の理由や今後の見通しなどに関してもこれまでと同様に十分な説明がなく、これだけ苦しめて追い出しながらこの先どうなるか分からないなんてあるか。この事態に一体誰が責任を取るのかと、不安や不信が広がっています。

開業の遅れの要因と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。沿線住民、とりわけ移転を余儀なくされた住民に対してJR東海が真摯に説明責任を果たすよう県は強く求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上、リニア整備推進局長に伺います。

知事に見解を伺います。

工事認可以来2027年開業ありきに固執してきたJR東海や県、関係市町村の姿勢がその強引な手法をもたらし、各地で住民を置き去りにしてきたと考えます。

長野などリニア中央新幹線の沿線10都府県でつくる建設促進期成同盟会は、6月7日に開催した総会で早期開業を推進することを確認したと報じられておりますが、これは、住民の理解だけでなく、これまで事故が相次いでいますが、工事の安全性等においても重大な問題が生じかねないと考えます。建設工事は一度立ち止まり、しかるべき検証を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、まちづくり事業について質問します。

市街地再開発事業は、老朽化した建物などによる生活環境の悪化や、土地が有効に利用されていない地区において、安全で快適な都市環境、活力あるまちづくりを推進することを目的にしています。

県内では、代表的な事業として、上田駅お城口、岡谷市の中央町、北長野駅前など12市町村の26地区において20.8へクタールの再開発事業が行われてきました。いずれも県からの補助も行われてきたわけです。

しかし、こうした再開発地やその周辺においても、中心市街地では人口減少や商業施設の郊外への流出、空きテナントなどが見受けられます。県が把握する市街地再開発事業の現状と課題について伺います。

都市再開発は、2002年、都市再生特別法が制定されて都市再生が始まりました。以来、都会では巨大開発が進む一方で、需要と供給の不均衡が拡大し、その結果、民需なき再開発と言われるような事態が生まれ、自治体が施設を購入するいわゆる官製再開発が自治体財政を圧迫するなどの問題も明らかになっています。

また、都市計画の規制緩和などにより、市街地の中心部などでデベロッパーが再開発を主導してタワーマンション事業を展開するなど、言わば都市計画の解体とも言えるような事態が全国の地方都市でも進んでいます。長野県においても、市民、住民の要求や暮らしに根差し、生活環境の向上に資するまちづくり、十分な情報公開の下に話合いを行う住民自治が形成される持続可能なまちづくりをどのように推進していくのか問われていくと考えます。

今、様々な課題がある中で、これからの長野県のまちづくりの理念、ビジョンはいかがで しょうか。以上、建設部長に伺います。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長(室賀荘一郎君)私には3点質問をいただきました。

最初に、リニア中央新幹線工事における県内の水位低下等についての御質問です。

これまで、長野県内では、令和4年3月に豊丘村の伊那山地トンネル戸中・壬生沢工区の斜坑近くで農作業に使用されております古い横井戸の水が減少する事案がありました。これにつきましては、必ずしも工事に起因する減水なのかどうかは断定されませんでした。

一方で、令和4年6月に大鹿村の伊那山地トンネル青木川工区の非常口近くでは、トンネル掘削工事の影響によりまして井戸の水位低下がありました。しかし、これにつきましては、JR東海が施工前に設置しておりました代替水源に切り替えたことで、生活への影響は生じませんでした。

県といたしましては、JR東海が行った1年間の環境調査の結果等を年次報告書としまして報告を受けておりますが、直ちに生活への影響が生じない事案については、その都度報告がなされる仕組みとはなっておりません。このため、先ほど竹村議員に答弁いたしましたが、このたびの岐阜県での報告遅延の問題を踏まえまして、急激な水位低下等の異常が確認された場合は、直ちに、住民の方はもとより県や関係機関へ報告するようJR東海に求めたところであります。

その際、これまでも応急対策が必要なものは早急に検討を実施するよう求めており、今後も 住民の不安払拭に努めるようJR東海へ求めてまいります。なお、現時点において、生活に影響のある水位低下につきましてはJR東海から報告は受けておりません。

続きまして、要対策土に関する住民に対する丁寧な説明についての御質問です。

こちらも先ほどの竹村議員に答弁したとおりでございますけれども、JR東海は、自社用地となる土曽川橋梁の基礎工事で、コンクリートで要対策土を覆い密閉処理することを計画し、地元に対してこれまで4回の説明会を開催しております。

県といたしましては、要対策土の処理について不安に思われている方や、また、説明会に出席できなかった方などに対しまして、より一層の丁寧な説明が必要であると考えております。 住民の皆様から理解をいただく努力や説明の工夫についてJR東海にさらに求めてまいります。 最後に、リニア中央新幹線の開業時期の延期の要因と今後の見通し、JR東海が真摯に説明 責任を果たすよう県が働きかけるべきとの御質問です。

開業の遅れにつきましては、静岡工区での工事着手が見通せない等を主因といたしまして、 JR東海が本年3月29日に、2027年の開業は実現できる状況になく、新たな開業時期も見通す ことができないと公表したところです。

今後のスケジュールや開業時期の見通しにつきましては現時点で公表されていないため、県といたしましては、一日も早い開業時期の明確化と県内工事の工期について明らかにしていただくよう、本年4月のトップ会談において阿部知事からJR東海社長に対し要請を行いました。

今後も、JR東海に対しまして、地域住民の皆様に真摯に説明責任の遵守をしていただくよう、あらゆる機会を通じて求めてまいります。

以上であります。

[知事阿部守一君登壇]

○知事 (阿部守一君) 私にはリニア中央新幹線建設工事の見解についての御質問をいただきました。

伊那谷、木曽谷の皆さんにとって、このリニア中央新幹線の開業は長年の悲願であるという ふうに受け止めております。JR東海が建設工事を進めているわけでありますけれども、私ど もからは、一日も早い開業を求めると同時に、住民の皆様方の理解と協力を得ながら進めても らいたいということをかねてから事あるごとにお願いしてきているという状況であります。

また、環境への影響を回避・低減するため、環境影響評価の手続を通じて環境保全の対策等についても助言を行って対応を求めてきているところであります。

今後とも、こうした住民の皆様方の思いに寄り添いつつ、一日も早いリニア中央新幹線の開業に向けて関係機関と共に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[建設部長新田恭十君登壇]

○建設部長(新田恭士君) 私には2点お尋ねがございました。

まず、市街地再開発事業の現状及び課題の把握についてのお尋ねでございます。

市街地再開発事業は、都市再開発法及び市町村の都市計画に基づき、不良街区の解消による 防災性の向上や土地の高度利用、有効なオープンスペースの確保などを図るもので、県内では、 議員が先ほどおっしゃったとおり、長野市のトイーゴの整備など26地区で実施されており、現 在は長野駅前の1地区で事業が実施されているところでございます。

過去に再開発事業により整備された建物、街区において、商業施設の撤退や空きスペースの増加など、整備直後のにぎわいが年数経過により維持できず衰退しているケースもございます。 その主な要因としては、大型店舗の郊外立地の進展や、ネットショッピングの普及に伴い市街地において買物をする魅力が薄れ、その街区・エリアでの集客力や収益力の低下が背景にあると考えております。

これらを踏まえると、市街地再開発においては、多様な政策手法や事業、取組を組み合わせ、整備エリアの魅力やアクセス性の向上、ポテンシャルの持続性を柔軟に図っていくことが課題であると認識しております。

次に、これからのまちづくりの理念、ビジョンについてのお尋ねでございます。

人口減少や生活の多様化などが進展する中で、今後のまちづくりにおいては、様々な世代、様々な主体が必要とする社会福祉、医療、教育、モビリティーなどの暮らしのサービスの在り方を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークの実現が必要であると考えております。さらには、防災安全の観点、産業立地、物流、観光振興の観点ももちろん必要になってまいります。このコンパクト・プラス・ネットワークの実現には、暮らす人々の視点で各種サービスの立

地や移動の利便性の向上が必要であり、町なかを訪れる人の目的や移動手段、滞在時間、こう したもののデータを可視化するとともに、若者や高齢者も含めた住民、行政、民間企業、学識 者など多様な主体が協力してまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。

県が設置したUDC信州では、市民、民間企業及び学生などが参画し、まちづくりのグランドデザインに取り組むほか、その実現に向けた社会実験などの取組に主体的に参加できる体制づくりにも取り組んでおります。

こうした取組を継続して行い、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、関係機関、関係部局と も連携し、魅力ある持続可能なまちづくりを市町村と共に推進してまいりたいと考えておると ころでございます。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番(山口典久君) リニア中央新幹線に関しまして、この間、リニアを必要とする社会的前提が崩れてきているのではないでしょうか。

一つは、地球温暖化など気候危機の打開が待ったなしになる中で、新幹線の3倍も4倍もの電力を消費することは時代に逆行することではないでしょうか。

もう一つは、新型コロナ禍で、テレワーク等の普及で、住まい方、働き方にも大きな変化が 現れて、高速移動手段を絶対視する社会からゆとりを持った社会への転換を求める声が広がっ ていることです。高速鉄道を使った出張等のニーズが減ってきています。この点でも、建設工 事は一旦立ち止まり、しかるべき検証を行うべきと述べて、質問を終わります。

○副議長(続木幹夫君)この際、15分間休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後3時1分開議

○議長(山岸喜昭君)休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番 (川上信彦君) 少子化・人口減少対策について質問させていただきます。

本年4月、民間の有識者グループ、人口戦略会議は、全国の4割に当たる744自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした分析を公表しました。県内77市町村のうち消滅可能性があるとされた自治体は34%に当たる26市町村でした。

公明党は、本年2月から3月にかけて、高齢者人口がピークを迎える2040年問題への対策として「少子高齢化、人口減少への対応に関する自治体アンケート」を実施。能登半島地震で被災した石川県などは対象外とし、46都道府県と全国1,304市町村から回答をいただき、回答率は75.6%でした。なお、長野県は県及び60市町村から回答をいただき、回答率は77.9%でした。

今回の調査では、自治体存続への危機感をはじめ、医療・介護、外国人材、子育て・教育、 少子化対策、独り暮らし高齢者について課題や支援策を尋ねました。自治体存続については、 国立社会保障・人口問題研究所が昨年末に公表した地域別将来推計人口の中で、40年の推計人 口に対する受け止めを聞きました。自治体としての存続が危うい水準と答えた市町村が32.5%、 存続がぎりぎり可能の36.3%も含めると約7割の自治体が先行きに危機感を抱いていることが 判明しました。

今回、私はこれらのアンケート結果を基に、地元飯田・下伊那の11市町村を訪問し、首長の皆さんから直接御意見をお聞きしました。その中で、小規模自治体ほどその危機感は深刻で、2040年どころか数年先の自治体の維持について危機感を感じている首長もいらっしゃいました。県も調査に御協力をいただきましたが、2040年問題における自治体存続への危機感について県の受け止めと、今後の対応について知事に伺います。

次に、医療・介護の長期的な需給見通しに関して、「高齢者人口が増加し医療施設や医師らは不足する」と答えた市町村が50.9%、「高齢者人口が増加し介護施設や介護士らは不足する」が57.7%でした。また、高齢者人口がピークを過ぎて減少傾向になっても施設や人材が不足すると答えた市町村が、医療で31.7%、介護で35.6%に上りました。そこで、県では、医療・介護分野の人材不足をどのように捉え、今後どのような対策を講じる予定か、伺います。

次に、医療、介護など社会保障の持続可能性を高めるためにどのような政策が必要か三つ回答してもらったところ、市区町村で最も多かったのが「地域住民の健康寿命の延伸」で61.3%、続いて「少子高齢化に対応できる安定財源の確保」が59.4%、「他の市区町村との広域的な連携」が52.2%でした。そこで、県は、医療、介護など社会保障の持続可能性を高めるための県の役割と、今後どのような対策を講じる予定か、以上2点について健康福祉部長に伺います。

次に、外国人材の受入れの見通しについて、「今後不足する」とした市区町村が全体の63.7%でした。一方で、「今のところ外国人材の必要性は低い」との回答が26.6%で、外国人材の需要にかなりの地域差があることがうかがえます。

外国人材を受け入れる上での課題を三つ選んでもらったところ、市区町村では「地域住民の理解と協力」が61.1%で最も多く、続いて「日本語教育の充実」が53.7%、「地域や職場における通訳など支援スタッフの確保」が51.3%となりました。そこで、県内企業の外国人材受入れについて、現状と今後の対応について産業労働部長に伺います。

次に、少子化・人口減少対策に関して、子育て、女性・若者支援の観点から何点か質問させていただきます。

初めに、保育環境の整備について伺います。

本年4月、制度発足以来75年ぶりとなる保育士配置基準の改正が行われました。  $4 \sim 5$  歳児 の配置基準が、子供30人につき保育士 1 人から25人につき 1 人に改正。 3 歳児については、子供20人につき保育士 1 人から15人に 1 人に改正。来年度以降は、 1 歳児についても、子供 6 人につき保育士 1 人から 5 人につき 1 人の改正予定で進められています。

また、こども誰でも通園制度について、保護者が働いているかいないかにかかわらず、一定の時間子供を保育所などに預けることができる制度であり、保護者の負担軽減や孤立の解消などが期待されています。国のモデル事業として今年度は全国115の自治体で実施される予定であり、県内では今月から長野市と飯田市、須坂市で始まり、御代田町でも8月に始まります。

そこで、保育所においては、保育士配置基準の改正や令和8年度から本格実施予定のこども誰でも通園制度の実施に向けた対応などで今後さらなる保育士不足が懸念されますが、県は、市町村等と連携し、保育士確保対策をどのように進めていくのか。また、保育士の働き方改革、職場環境の整備、業務負担の軽減等の観点から、保育士不足の対応に当たっては保育補助者の活用が一つの有効的な手段と考えますが、県内における保育補助者の活用状況と、活用に向けて今後県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、保育園に子供を預ける親が下の子を出産し、育児休暇を取得することで原則保育園に通う子供が退園となる育休退園について、長野市では、今年度から育休退園制度が廃止されました。県内市町村における育休退園制度の状況について伺うとともに、働く女性の子育て環境を進めるためにも、市町村と連携し、育休退園の廃止を促進すべきと考えるが、いかがか。

次に、病児・病後児保育について伺います。

本年4月、公明党長野県議団では、大分県の病児・病後児保育について調査を行いました。 大分県では、県が主導し、病児保育のICT化、広域化を推進しています。利用者に対して登録用紙を統一化し、県内の別の地域に居住していても地域内の住民と同じ料金で病児・病後児保育が利用できるようにしました。さらに、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」を導入し、施設の空き状況の確認や予約が可能となりました。

そこで、県における病児・病後児保育の状況について伺うとともに、小規模町村では病児・病後児保育を行いづらい状況等を踏まえ、広域化を推進すべきと考えるが、いかがか。また、電話による予約では保護者にとっても施設にとっても利便性に課題があるため、利便性を高めるためにアプリによる予約などICT化を推進すべきと考えるが、いかがか。以上4点についてこども若者局長に伺います。

次に、若者回帰就労支援について伺います。

大分県では、九州の中で最も若者が集まる都市である福岡県福岡市に、若者を対象として大分県の企業の魅力等を発信するとともに、企業とのマッチングを図り大分県へのUIJターンを支援する「dot.」を開設。施設内には、若者が気軽に立ち寄れるおしゃれなカフェを併設し、定期的に県内企業の採用担当者と就職を希望する学生が少人数で面談やイベントを行ったり、学生のキャリア相談から就職先紹介まできめ細やかな支援を行っています。令和2年の就職者は17名、令和4年は47名と着実に実績を伸ばしています。

そこで、信州首都圏総合活動拠点「銀座NAGANO」について、若者と県内企業とのマッチングを図るための場所として活用を推進すべきと考えるが、いかがか。営業局長に伺います。また、就職、進学等で長野県から離れた若者に対して長野県の情報を随時届けることで、就職や結婚、子育てなどライフステージの変化に伴い長野県に戻る選択肢になると考えます。

そこで、6月補正で人口減少対策緊急広報事業が予算計上されていますが、その狙いと実施 方法、期待される効果について企画振興部長に伺います。

次に、男女間の賃金格差是正について伺います。

政府は、5月27日、男女間の賃金格差是正に向けた女性の職業生活における活躍推進PT会合を開催。若い女性の地方からの流出には、大都市圏に比べて男女賃金格差が大きいことが影響しているとの指摘がありました。有識者から政府に対し、実態把握に向け、地方や中小企業におけるデータ整備について提言がありました。そこで、長野県における男女賃金格差の状況はどうか。また、格差解消をテーマとし、地方版政労使会議で議論してはどうか。

岩手県鹿角市では、女性若者資格支援事業を実施。これは、女性・若者が能力向上と就職機会の拡大、キャリアアップに資することを目的として、将来の就職及び在職中のスキルアップに必要な資格を取得するための試験を受験する場合に最大5万円を補助する制度です。

長野県で頑張る女性・若者を応援したい。住んでよかったと実感してもらいたい。そんな地域の声に応えるため、県と市町村が連携し、女性若者資格支援事業について検討してはいかがか。また、女性・若者の地方回帰を進めるため、女性・若者に魅力的な企業の誘致を市町村と連携して進めることも必要であると考えるが、以上2点について産業労働部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事(阿部守一君)私には2040年問題における自治体存続への危機感についての受け止めと 今後の対応という御質問をいただきました。

まず、公明党の皆様方が自治体アンケートを取られて、都道府県も含めて市町村の皆様方が 自治体存続の危機感を持っていることを把握されたことに対して敬意を表したいというふうに 思います。 まず、このアンケート等を拝見させていただく中で、約3分の1の自治体が、自治体としての存続が非常に危うい、あるいは危ういというふうに回答をしているという状況は極めて深刻に受け止めなければいけないものというふうに考えております。よほどのことがなければ自らの団体の存続が危ういとはなかなか回答しないと思いますので、それだけ課題が顕在化し、切迫した問題意識をお持ちになっているというふうに受け止めております。

本県においても、小規模町村が多い状況の中で、急激な人口減少期に入っている状況でありますので、先ほどの御答弁でも申し上げたように、市町村の皆さんとしっかり問題意識を共有して取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

せんだって5月21日に、県と市町村との協議の場でこの人口問題を取り上げさせていただきました。もとより市町村の皆様方とは子育て家庭応援プランをはじめとする子育て支援に一緒に取り組んできたわけですが、これからは、狭い意味での子育て支援ではなく、この人口問題に共に取り組んでいきましょうと意思確認をし、合意させていただいているところであります。

加えて、先ほども申し上げたように、まず我々としては、県内の市町村長の皆様方の問題意識、危機感を直接的にしっかり把握していきたいというふうに考えております。そうした中で、住民生活に不可欠な行政サービスをどうやって維持していくのか。また、人口減少の中で、産業振興、まちづくり、持続可能な地域をどうつくっていくのか。こうしたことを市町村の皆様方と課題や方向感を共有しながら取組を進めていきたいと思っています。

小規模な市町村が多い状況でありますので、私としては、例えば市町村間の連携強化、今でも水道の広域化等を進めているわけでありますが、今後、例えば機関の共同設置のようなものも含めた検討が必要になってくるのではないかと思います。また、県と市町村との関係で申し上げれば、職員派遣、事務委託といったようなことに加えて、広域連合等をもっと有効に活用できないか、こうしたことも含めて、かなり県、市町村の役割分担とか関係性の在り方についても踏み込んで検討していかなければいけなくなるのではないかというふうに思っております。

とはいえ、まずは市町村長の皆様方の思いを十分お伺いさせていただいた上で、県と市町村で共々、県民の皆様方の暮らしをどう支えるかということについて真剣にかつスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長(笹渕美香君)私には2点お尋ねがございました。

まず、医療・介護分野の人材不足についてでございます。

本県の高齢者人口が2040年まで増加し続ける中、医療・介護のニーズは今後さらに高くなる ものと見込まれ、医療・介護分野の人材確保は喫緊の課題であると認識しております。 本年3月に策定した第8次長野県保健医療計画や第9期長野県高齢者プランにおいても、人材確保、再就業促進や、定着支援、離職防止等の観点で総合的に取り組むこととしており、具体的には、医療分野における将来の県内医療を担う人材への修学資金等の貸与や、即戦力人材の確保に向けた無料職業紹介事業等の実施、そして、介護分野におけるアクティブシニア等多様な人材と介護職場のマッチングに加えて、職員の負担軽減などに向けた介護ロボット等の導入支援や生産性向上に関する事業者向けワンストップ相談窓口の設置などの取組を着実に推進してまいります。

次に、社会保障の持続可能性を高めるための県の役割と対策についてでございます。

少子化・人口減少社会においても、県民誰もが安心して適切な医療・介護サービスを受けられる体制を確保していくためには、先ほども述べた医療・介護人材も含め、限られた資源を有効に配分、活用することが重要でございます。

県では、昨年度策定した第3期信州保健医療総合計画に示した医療提供体制のグランドデザインに基づく医療機関のさらなる役割分担や連携を推進するとともに、保健、医療、介護が一体化した地域包括ケア体制の構築などに取り組んでまいります。加えて、信州ACEプロジェクトなどを通じて県民の健康増進と疾病・介護予防を推進し、年々増加する社会保障費の適正化に努めるとともに、社会保障制度の運用を担う国に対して本県の実情を踏まえた必要な提言や要望を積極的に行ってまいります。

社会保障を持続可能なものとするためには、市町村、医療機関や介護事業者、県民の皆様と 共に取り組むことが重要であり、県としてはこれを牽引していく役割を果たしてまいります。 以上でございます。

〔產業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長(田中達也君)私には3点御質問をいただきました。

初めに、外国人材の受入れの現状と今後の対応についてでございます。

まず現状でございますけれども、県内には、令和5年10月末現在で、平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高の2万4,893人の外国人労働者がおり、製造業やサービス業、農林業などを中心に受け入れているところでございます。また、昨年度県が事業所向けに実施した調査では、外国人材の受入れが「必要」「どちらかといえば必要」が58.2%で、前回令和元年よりも10.2ポイント上昇しております。その理由といたしまして、人手不足への対応が9割近くとなっております。

また、先般の通常国会におきまして、いわゆる育成就労制度を創設する改正入管法等が成立 し、今後、これに伴い、国内に在留する外国人の増加や、あるいは県内においても長期にわ たってこの地域産業を支える人材としての活躍が期待されるところでございます。 このため、現在、県では、外国人材受入企業サポートセンターにおいて在留資格や手続への 相談対応やセミナーを開催するほか、今年度から新たに外国人材受入企業マッチング支援事業 を開始し、適正な支援機関の選択や募集方法が分からない企業に対してより丁寧な支援を実施 してまいります。

今後、この人口減少下でも、豊かで活力ある経済社会の構築に向けて、この外国人材の円滑な受入れと、活躍ができる環境づくりを進めていくことが重要でありますので、生活面での住環境や地域コミュニティーとのつながり、教育面でのサポートなど一体的に進めていけるように一層関係部局と連携しながら、外国人が働きやすく、そして暮らしやすい長野県となるよう取り組んでまいります。

次に、男女間賃金格差の現状と地方版政労使会議での議論についてでございます。

厚生労働省の調査によりますと、令和5年の本県の男女間賃金格差は、男性を100とした場合、女性は72.8であり、格差がある状況でございます。この賃金格差は、子育てや介護等を理由とした女性のキャリア断絶や、パートなど非正規での就労割合が高いことなどが主な要因となっており、実際に20代後半をピークに女性の正規雇用率が低下するいわゆるL字カーブは、解消が見られていない状況でございます。

議員御提案の地方版政労使会議につきましては、本県では、経済団体、労働団体、長野労働局、県などで構成します長野県就業促進・働き方改革戦略会議がこれに位置づけられ、毎年開催しております。

例えば、今年3月の会議では、賃金全体の引上げも議題といたしまして、その中では、非正規雇用の処遇を改善していかなければいけない、あるいは女性が働きやすい環境をつくることが大事といった賃金格差に関する貴重な御意見も出たところでございます。この男女間の賃金格差は国全体の大きな課題でもあり、今月21日に閣議決定されました骨太の方針2024の中で格差解消への環境整備を進めるとしているように、人口減少対策にも関わる大変重要なテーマでございます。今後、年内に県で取りまとめます人口問題に係る戦略を見据えながら、本県の地方版政労使会議の中で議員御提案のテーマも踏まえた議論を進めていき、賃金の格差解消に努めてまいります。

最後に、女性・若者を対象とした資格取得支援策と企業誘致についてでございます。

人口減少下において、各分野で活躍する女性や若者はまさに財産であり、リカレント、リスキリングを通じた資格取得は、就労機会の拡大や企業の新たな価値創出につながるものであります。このため、県では、女性や若者をはじめとします求職者を対象に、介護福祉士や保育士等の資格取得ができる無料講座や、在職者を対象にスキルアップにつながるITや技術分野の講座を実施しているところでございます。

一方で、国では、教育訓練給付制度において、本年10月から資格取得の場合に上乗せ給付するなどの拡充も予定しております。今後、こうした国の動きも踏まえつつ、資格取得につながる支援策を市町村等と連携して進めてまいります。

また、女性・若者にとって魅力ある企業の誘致も大変重要でありまして、本年4月には、産業投資応援助成金を受ける企業に対して、いきいきアドバンスカンパニー、くるみん等の認証取得を必須化する改正を行い、多様な働き方を推進する企業の集積を進めているところでございます。また、今定例会におきましても、女性、若者、子育て世帯にとって魅力ある雇用を創出するため、人気職種でありますオンラインを活用した営業を行う事務所や育児支援施設を税制優遇の対象とする条例案を提出したところでございます。これに併せて、本県独自の本社等移転促進助成金についても現在拡充を検討しているところでございます。

あわせて、市町村とは、東京、名古屋、大阪の県外事務所の立地推進役と一緒に企業訪問するなど一層連携して企業誘致に当たっておりまして、今後とも女性・若者から選ばれる県づくりの実現に向け、その取組を前へ進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○**県民文化部こども若者局長(高橋寿明君)**私には保育関係の御質問を4点いただきました。 順次お答えいたします。

まず、さらなる保育士不足が懸念される中、保育士確保をどう進めるのかとのお尋ねでございます。

保育士の確保対策は、処遇改善はもとより、職場の環境改善や潜在保育士の掘り起こし、さらには保育士養成施設への安定した入学者確保などに市町村や関係機関と連携して取り組むことが重要であります。

これまでも、保育所のICT化の推進や保育士人材バンクによる求職者と保育施設とのマッチング、保育士資格取得を目指す方へ修学資金の貸付けなどを実施してまいりましたが、今年度から保育士確保対策をさらに強化したところでありまして、保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組し、新たに保育士キャリアアドバイザーを配置して求職者の伴走支援や相談支援に取り組むとともに、保育士の仕事の魅力を発信する動画を作成し、様々な場面で活用していくこととしております。さらに、就職活動費の助成制度や移住支援金制度を新たに創設するなど、市町村とも連携し、県外保育士の確保にも積極的に取り組んでまいります。

今後も、保育の実施主体であります市町村や関係機関等と連携し、様々な対策を行い、保育 土確保に努めてまいります。

次に、保育補助者の活用状況と今後の取組についてのお尋ねであります。

議員からの御指摘にもございましたが、保育所における保育補助者の活用は、保育士の業務 負担を軽減し、保育士の離職防止にもつながる大変有効なものと考えております。しかしなが ら、令和5年度に県が実施した保育士・保育所等実態調査の速報によりますと、保育補助者を 活用していない保育所は約6割ありまして、活用が進んでいるとは言えない状況であります。

保育補助の活用が進まない理由としては、保育の質の低下への懸念のほか、保育士との業務 分担の仕方など活用に当たってのノウハウが不足していることが考えられます。県としては、 これまでも、子育て支援員研修を実施し、認定することにより、保育補助者の人材確保に取り 組むとともに、子育て支援合同検討チームにおいて県内自治体の活用事例を市町村とも共有し、 保育補助者の導入の支援を行ってまいりました。

今後も、県外の保育所における取組も含め、様々な活用事例を市町村等に提供するとともに、 保育補助者の経費を支援する国庫補助金や保育士の資格取得を目指す保育補助者を雇用する際 の貸付金制度の周知を図ることで、保育の質を確保しつつ、補助者の活用がさらに広がるよう 取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、育休退園制度の状況と所見についてであります。

県内の育休退園の状況は、本年4月現在で、3歳未満児について条件なしに育休退園廃止を表明しているのは19市のうち8市と承知しておりますが、町村も含めまして今年になって育休退園の見直しや条件緩和を表明するところが増えてきているものと認識しております。

保育の実施主体は市町村であることから、育休退園の運用は市町村の判断に委ねられているところでありますが、女性が活躍できる社会づくり、仕事と育児の両立を進める観点や、退園による子供への影響などから、育休退園はできるだけ見直していくべきものと考えております。その一方で、市町村が育休退園の見直しを進めるためには、受入れ態勢整備のための保育士

の確保や職場の環境改善が必要であり、それぞれの地域の状況も異なることから、全ての市町 村が一律に育休退園を廃止するのは難しいと伺っているところであります。

県としては、子育てしやすい県づくりのため、保育士の確保や保育補助者の活用、ICT化の推進による職場環境の改善など、市町村の保育環境の整備を支援することで、育休退園の見直しがさらに進むよう、引き続き市町村と共に取り組んでまいります。

最後に、病児・病後児保育の状況などについてお答えいたします。

県内の病児・病後児保育につきましては、平成28年度に制度が創設されて以来、施設数や延べ利用者数は着実に増加してきておりまして、令和5年度では55施設で約1万3,500人が利用しており、サービスを利用可能な市町村数も、広域利用を含めますと69市町村と、約9割の市町村で利用が可能となっております。

次に、広域化の推進についての考えでありますが、子供の数が少ない小規模町村など単独で

病児・病後児保育を設置することが困難な地域では広域連携による利用が有効であることから、 県としても、広域利用が可能となるよう、市町村と共に取組を進めてまいりました。現在、広 域利用は7圏域48市町村で行われておりまして、さらに近隣市町村と利用契約を個別に結ぶ市 町村もあるなど広域圏での利用が広がっていますが、さらに連携が進むよう県としても取り組 んでまいります。

また、予約アプリの導入などICT化の推進につきましては、子育て支援合同検討チームにおいて、松本市が令和6年1月に導入したアプリを活用したシステムについて事例発表をいただき、先進事例として全市町村に共有したところであります。こうしたICT化の推進は、利便性の向上や利用率向上に効果が大きいことから、さらに導入が進むよう、補助事業の活用を含め、今後も市町村が行う環境整備等を積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

[產業労働部営業局長合津俊雄君登壇]

○産業労働部営業局長(合津俊雄君)銀座NAGANOにおける若者と県内企業をつなぐ取組についてお答えします。

銀座NAGANOでは、これまでも、若者と県内企業とのマッチングを図るため、県内企業の若手社員で構成されるシューカツNAGANO応援隊と首都圏の学生との交流会、県内企業の都内支社長と学生が長野、東京の二拠点生活や多様な働き方について語らう「東京シシャチョー!ミーティング」など様々な機会を創出しています。このほか、プロフェッショナル人材戦略拠点と連携し、首都圏で働く専門人材を対象に県内企業とのマッチングも図っているところです。

銀座NAGANOは開設から10年を迎えまして、これまでの実績と課題を踏まえ、「長野県と首都圏とをつなぎ、人と人との絆を創出する拠点」をテーマに、フロアごとの機能を明確にするとともに、内装の改修を行う予定です。改修では、現在2階にある観光案内機能を5階に移設し、移住と観光の連携を強化するとともに、信州にゆかりのある方々が集う場として、関係人口、交流人口の増加につながるよう取り組む所存であります。この機能を強化するためにも、若者と県内企業とのマッチングの増加や内容の充実とともに、女性・若者が集まりやすい場づくりに関係課と共に取り組んでまいります。

[企画振興部長清水裕之君登壇]

○企画振興部長(清水裕之君) 私には人口減少対策緊急広報事業の狙いと実施方法、期待される効果についてお尋ねをいただきました。

厚生労働省が今月発表した2023年の合計特殊出生率については、全国で1.20、本県で1.34といずれも過去最低を更新し、また、全ての都道府県で前年を下回るという深刻な状況となって

おります。

県では、これまでも、出生数の急激な減少を抑えるため、子育て家庭応援プランをはじめ、 市町村と一体となって人口減少の緩和策を強化してきたところであり、本事業は、年内に策定 予定の人口減少対策の戦略の取りまとめを待たずに緊急的に広報に取り組むものであります。 具体的には、県内の若年層や子育て家庭をターゲットとして県が既に取り組んでいる様々な子 育て支援策を周知することや、子育ての魅力をウェブ広告等によりプッシュ型で発信すること を考えております。今回の事業を通じて、子育てに対する不安の軽減とともに、子育てがウェ ルビーイングの向上にもつながり得るものであることなどが伝わるよう取り組んでまいります。 以上です。

### 〔25番川上信彦君登壇〕

○25番 (川上信彦君) 少子化・人口減少対策について私が首長の皆さんからお聞きしたところ、やはり人材確保が一番の課題ということで、先ほど知事から、単独市町村での募集と採用がなかなか難しい中で、広域的な連携や県の協力が非常に必要だというお話がありましたので、状況を確認していただきながらその点をしっかり進めていただきたいというふうに思います。

様々な課題がある中でありますが、私が訪問したところでいきますと、地域おこし協力隊や 集落支援員の方々が任期を終了し、地域の担い手として活躍されている様子も首長の皆様から 様々お聞きしました。人手不足が心配されている農業・林業分野、また、子供の居場所づくり などの教育分野、伝統文化の継承、テレワーク施設の運営、インバウンドの受入れなど、地域 の皆さんと連携し地域外の新たな人材を呼び込むなど、様々な分野で活躍されております。

また、今年から、喬木村では、地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むソーシャルベンチャー企業と連携し、地域おこし協力隊員が主体となり、空き家対策や交流人口の創出に取り組んでおります。

持続可能な地域づくりに向け、県と市町村が連携し、女性・若者をはじめ、地域おこし協力 隊の皆様にも選ばれる長野県の取組がさらに促進することを希望しまして、私の全ての質問を 終わります。

○議長(山岸喜昭君)次に、中川博司議員。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番(中川博司君)改革信州の中川博司です。

最初に、大規模地震災害対応について危機管理部長にお伺いします。

今年1月1日の能登半島地震被災地の視察に5月の連休明けに行ってまいりました。金沢市の隣の内灘町の液状化、七尾市一本杉や珠洲市など各地で町がなくなってしまうほどの家屋の倒壊、輪島の朝市は焼け野原となっている。そんな被害のすさまじさを目の当たりにし、地震

の被害の大きさを実感しました。また、150キロにわたって断層が動き、珠洲市で2メートル、 輪島市門前で4メートルの地盤隆起を見たときは、自然の営みの巨大さに圧倒される思いとな りました。

以下、能登半島地震の災害対策から、今後の長野県の地震災害への教訓あるいは課題について質問いたします。

輪島市に支援に入った大阪府吹田市の災害マネジメント総括支援員の方のお話を聞きました。 当初、警察、消防、自衛隊、国や県の機関など様々な皆さんが人命救助や被害の状況集約を 行っていて混乱していたそうです。そこで、輪島市の職員を中心に据え、各機関との情報整理 を行い、その上で災害対策本部会議で意思統一をする流れをつくったのだそうです。その役割 を担うのが災害マネジメント総括支援員、通称GADMと言い、大規模災害時に先遣隊として 総括支援チームを率いて災害市町村に入り、被害状況を把握し、行うべき業務、事務量、スケ ジュールを整理し、必要な応援職員の規模の助言などを行う被災市町村の災害対応を総括的に 支援する者です。

想定される長野県における大規模地震では、当該自治体の職員の多くも被災していることが 考えられます。他県からの支援を受けなければ対応ができない場合もあると考えられますが、 県内における支援体制をまずは強化しておくことが必要です。

この災害マネジメント総括支援員は、長野県には、現在、県職員に3人、市職員に1人いるということですが、大規模地震に備える観点から、10の圏域や主要な市において災害マネジメント総括支援員を育成していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

6月18日の石川県災害対策本部会議の資料によると、死者260名のうち災害関連死30名となっています。災害関連死とは、震災による死者数以外で、震災後に災害による負傷の悪化、または身体的負担による疾病のため死亡したと思われる死者数で、市町村が判断したものとなります。

長野市においては、令和元年の台風19号災害で16人を認定していますし、関連する自治体では災害弔慰金の支給等に関する条例を整えていたということです。条例において災害関連死を認定する審査会を設置し、審査員は医師、弁護士、学識経験者などに委嘱し、災害関連死を認定する仕組みとなっています。県内の77市町村のうち災害関連死を認定する条例を制定している市町村は現在どのくらいあるのでしょうか。

審査に当たる専門職がいない自治体もあるのかもしれません。その際、広域で審査会を設置 するなど課題への対応策を県として支援すべきではないでしょうか。

能登半島地震では、孤立集落が多数発生しました。地震から1週間後の1月8日時点で、市町から報告のあった孤立集落は24か所、3,345人ですが、この時点でも人数が不明の集落が存

在していました。順次孤立は解消されていき、1月19日の対策本部会議で孤立集落は実質的に 解消という判断をしています。

孤立が解消されたとしても、引き続き支援が必要な要支援集落は残ります。内閣府は、2014年、中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査を行っています。孤立に至る条件として、集落へのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接しているため、地震に伴う土砂被害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となるおそれのある集落が、長野県内には1,163あるとしています。

県は様々な地震を想定していますが、このうち糸魚川-静岡構造線断層帯の地震における孤立集落数を566と算出しています。県並びに各市町村は、孤立集落を具体的に把握し、予想される孤立集落への備蓄、ドローンなどでの物資輸送、衛星インターネット機器の準備、道路啓開などの計画などの対策を行っているのか、お伺いします。

能登半島地震は、志賀原発にも大きな影響を与え、大事には至っていませんが、1号機起動変圧器及び2号機主変圧器に絶縁油の漏れなどが発生し、予備電源変圧器により外部電源から受電するなどと北陸電力からニュースリリースされています。この間、長野県は、北陸電力との間で情報共有の努力をされてきておりますが、近隣県において北陸電力が通報協定を結んでいないこともあり、現段階においても長野県と北陸電力との間で通報協定は結ばれていません。今回の能登半島地震を契機に、改めて北陸電力に対して通報協定を結ぶよう近隣県の皆さんと一緒に要請すべきではないでしょうか。以上、危機管理部長にお伺いします。

[危機管理監兼危機管理部長前沢直降君登壇]

○危機管理監兼危機管理部長(前沢直隆君) 私には大規模地震災害対応について 4 点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、災害マネジメント総括支援員の育成についてでございます。

大規模災害が発生した際は、次々と発生する複雑かつ困難な問題に即座に対応するなど、平時とは異なるスキルや決断力が必要だと思います。そうした大規模災害を実際に経験し、被災市町村長への助言や関係機関との連携を担うことができる災害マネジメント総括支援員の存在は極めて重要だというふうに考えております。この支援員として登録されるためには、災害対応の知見のほか、地方自治体での5年以上の勤務経験などが要件となっておりまして、その上で、自治体の推薦を受けて約10時間の専門の研修を受けていただくことによりまして国に登録されるという仕組みになっております。

広い県土を有する本県では、大規模災害の際には他の県も被災することが想定されることから、県内の被害の少ない地域からの支援体制をあらかじめ整えておくことが必要だというふうに考えておりまして、県としましては、今、県の職員は3名ということでありますが、県職員

の登録はもとより、市町村にも経験の長い職員の方がおいでになると思いますので、そういった方にも、この登録と、研修を受けていただくように今後も積極的に働きかけていきたいというふうに思っております。

次に、災害関連死を認定する条例の制定状況でございます。

法律に基づき、市町村は災害弔慰金等の支給に関する調査審議をする審査会を設置するよう 努めることとなっておりますけれども、県内市町村においてこの審査会の設置条例を制定して いるのは59の市町村ということで、約8割近くとなっております。また、条例はあるものの、 現時点で委員を任命していない市町村も多くございまして、その中には、災害の状況に応じて 適当な方を任命するとしている市町村や、あるいは適当な委員が見つからないという課題を 持っていらっしゃる市町村があるというふうに承知しております。

災害関連死の認定は、災害が原因で死亡したという因果関係を基に判断する必要があることから、まずは地域生活の状況を把握している市町村でしっかりと審査できるようにすることが望ましいというふうに考えます。審査においては、医師や弁護士といった専門職の人材確保が必要だというふうに思いますので、困っている市町村がある場合には、そういった関係団体に委員の推薦等に協力していただけるように県からも働きかけていきたいと思います。

次に、孤立集落の対策でございますが、多くの中山間地域を有する本県にとりまして、孤立 してしまった場合の集落への支援、その早期解消は極めて重要かつ喫緊の課題だというふうに 考えております。

孤立集落については、2014年に国が箇所数等の調査を行っているわけですけれども、県として最新の状況を把握するということも大事ですし、同時に、調査から10年経過しているということでありますので、市町村の担当部署にも、御自身の管内に孤立する可能性がある箇所が存在するのだということを改めて認識いただく必要があると思いますので、現在、市町村の協力を得ながら、各集落の現状の確認作業をしているところでございます。今後、その確認の結果も踏まえまして、住民への備蓄等の呼びかけの仕方や地区ごとの事前の備えなどについて市町村と共に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

このほか、孤立時のドローンなどを活用した物資輸送の仕組みづくりですとか、県で保有している衛星携帯電話の活用によって通信環境の確保をするのに加えて、総務省の信越総合通信局にも何台か衛星携帯電話があるというふうに聞いておりますので、そういうところも活用できるように調整しているところでございます。また、建設部を中心に緊急輸送道路の道路啓開に関するワーキンググループを既に設置しておりまして、本年中を目標に道路啓開計画の改善に向けた検討を進めているというふうに聞いております。引き続き9月に策定するアクションプランの策定を進める中で、ソフト、ハード、多様な面から孤立対策の検討を進めてまいりた

いというふうに考えております。

最後に、志賀原発でございますが、大規模災害発生時には、まず県民の安全・安心の確保のために本県周辺に存在する原子力発電所の状況を把握する通報連絡体制の整備は大変重要だというふうに考えております。今回、まさに元旦に起きた能登半島地震では、その発災の当日に私どものほうから北陸電力に電話で被災状況の確認、それから安全確認を行ったところでございます。

また、6か月経過したこの6月にも、改めて被災状況や電源設備の安全確認の把握について ウェブ会議で北陸電力さんと話合いを持ったところでございまして、今後も緊密に連携してい こうということで情報交換などを行ったところでございます。

近隣県の状況も踏まえつつ、引き続き北陸電力に対して通報連絡体制の一層の強化を働きかけてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

〔37番中川博司君登壇〕

〇37番 (中川博司君) 危機管理部長に再質問いたしますが、現状、その孤立集落を具体的に把握せずにこの10年間地域防災計画をつくってきたのかということです。また、孤立集落を具体的に把握していないということを知事も知らなかったということでしょうか。知事にもお伺いします。

次に、多文化共生施策についてお伺いします。

全国の自治体の中で、技能実習生、特定技能外国人の人口比率が最も高いのは長野県川上村で、27.4%、2位が南牧村で17.9%です。3位は群馬県昭和村で7.6%です。

過日、川上村の実態についてお話を聞きました。川上村では、インドネシアの方が最も多く724人、次にベトナムで336人、次いでフィリピンで82人ほか、合計で1,237人です。川上村の人口は4,647人です。

川上村では外国の皆さんがいなければ農業が成り立たないと川上村の農政担当者が言っていました。農家の方も、外国の方に来てもらえるよう選ばれる努力を行っていますし、法律に基づく住居環境の整備も行っています。

過去にベトナムの方が最も多かったときは、役場にベトナムの方をコーディネーターとして 雇い、様々な相談事に乗ったり、ベトナムに帰ってからの農業指導の橋渡し役などもしていた そうですが、現在はいません。長野県としても、日本語教育の体制づくり、しんしゅう日本語 教育等人材バンク、長野県多文化共生相談センターなど、相談体制の充実などに取り組まれて きました。

今後、外国の皆さんを受け入れる市町村が多くなっていくことが予想されますが、日本語教

育や生活相談など多文化共生の施策を行っていくためには、小規模自治体では難しさがあります。県として日本語教育の人材派遣の充実、母語による生活相談員の派遣など、自治体を支援する仕組みをさらに充実させていく必要があるのではないでしょうか。県民文化部長にお伺いします。

松本市子ども日本語教育センターは、松本市教育委員会が、日本語を母語としない児童生徒の日本語支援事業をNPO中信多文化共生ネットワークへ業務委託して運営しています。年間50人くらいの外国由来の子供たちが市内の小中学校に散在しており、現在、12名の日本語教育支援員に加え、バイリンガル支援員2人も加わり、日本語の教育を行っています。外国由来の子供たちへの長野県の日本語教育の現状と課題をどのように捉えていて、対策をどのように行っているのでしょうか。お伺いします。

外国籍の子供たちには、教育を受ける権利が憲法上保障されていませんが、経済的、社会的 及び文化的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約により、文科省は、公立の義務 教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無 償で受け入れ、教科書の無償配付、就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障 しているところです。

しかし、現実には、就学期に達した外国由来の子供に就学の案内が届いていない事例もあります。公立の義務教育諸学校への就学希望を漏れがないように把握するためには、医療や福祉機関などとの連携が必要だと考えますが、いかがでしょうか。以上2点、武田教育長にお伺いします。

今通常国会で入管法、技能実習法が改正され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格が創設され、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、当該分野における人材確保を目的に、一定の条件の下で転籍を可能にしています。

国会の中では、この改正で労働者として権利保護が行われるのか、不適切な送り出し、受入れを監視できるのか、失踪問題は解決できるのかなどが議論されてきました。あわせて、入管法の改正で、不法就労助長罪の厳罰化、永住許可の要件を一層明確化し、税金の滞納をした場合などに永住権を取り消すこととしていて、これについても外国人差別につながるのではないかといった議論が行われてきたものと承知しています。

日本は深刻な人口減少社会の中にあり、当分この状況を克服することはできず、労働分野での外国人の受入れを拡大する方向で法改正が行われたものと考えています。私は、外国人も、同じ地球に住む人間として、共に働き、共に生きることのできる社会をつくり、特に長野県が外国の皆さんから選ばれる県となっていくことが求められていると思いますが、法改正を受け

ての知事の見解をお伺いします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○**危機管理監兼危機管理部長(前沢直隆君)**先ほどお答えしました孤立集落の把握について再 質問を頂戴しました。

私どもとすれば、先ほど議員から御指摘がございました1,163か所は、全て市町村から国に報告されているものですので、当然市町村を通して報告されているものだという認識でおります。ただ、この元旦に起こりました能登半島地震を大きな契機としまして、改めてその認識をきちんとしていただこうということで先ほど申し上げた市町村への調査を行っているところでございます。

孤立対策に限らず、地域防災計画があって、それに基づいていろいろな災害への準備、避難の計画を県もつくっているわけでございますけれども、当然非常に総花的につくっておりますので、市町村ごとに、もう少し細かく実践的に、どんな災害が起こっても大丈夫なように準備をしていこうという思いがございます。そんな思いもあって、2月に地震防災対策強化アクションプランをつくると表明しました。

この作成には、市町村の防災担当、それから県民会議のNPOや防災関係機関にも入っていただいた上で、県が主導してアクションプランをつくり、そして、いざ何か起こったときにもきちっと対応できるように準備を進めているものでございますので、より実践的に動かしていくつもりで今後も取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○**知事(阿部守一君)**私にも孤立集落について御質問を頂戴いたしました。

事前に通告をいただいていなかったわけでありますけれども、御承知のとおり、被害想定を行っております。その中で、様々な地震のケースを想定しておりますけれども、例えば、糸魚川ー静岡構造線全体が動いたときには500を上回る孤立集落が発生するという想定をしています。当然、地震の揺れ方とか規模、震源によってこうしたものは変化するわけでありますけれども、私どもとしては、最大規模の地震が起きればどれぐらいの孤立集落が発生するのかという被害想定をしながら対応してきているところであります。

今危機管理部長からも御答弁申し上げましたように、具体的にどういう地域でリスクが高いのかということをしっかり把握しながら対策、対応をしていくということが重要だというふうに思っておりますので、改めて実情を十分把握させていただいた上で個別具体的な対応を市町村と共に考えていきたいというふうに思っております。

もう一点、多文化共生施策について御質問を頂戴いたしました。入管法、技能実習法の改正

を受けての見解ということでございます。

人口減少について様々な議論を行う中で、これからの地域社会に求められることは、多様性を尊重すること、そして寛容な社会をつくっていくということが重要だというふうに考えております。

現在でも、農業や製造業など、外国人の皆様方に長野県の産業分野の中で御活躍いただいているところであります。こうした中で、今、円が非常に安い水準になってきています。外国の方から見て、果たして日本という国が働きやすい環境であるのかということを考えると、様々な課題があるというふうに思っています。

そうした観点で、私としては、外国人の方にとっても暮らしやすい社会をしっかりつくっていくということが重要だというふうに考えています。もとより、単なる労働力として受け入れるということではなく、地域で共に暮らし、地域を一緒につくっていくパートナーとして受け入れて、県民の皆様方、外国人も含めた全ての県民の皆様方のウェルビーイングを実現していくことが重要だというふうに考えております。

先日、人口減少の戦略の策定に向けて若い皆さんと意見交換をさせていただきました。例えば、信州大学の留学生との意見交換の中では、県内に日本語学校や日本語を学ぶ場所がもっと増える必要があるのではないか。あるいは、日本の文化やマナーを学ぶ機会、イベント、こうした日本人との交流の機会が増えていくことが必要ではないかという御意見をいただいたところでありまして、こうした御意見は非常に重要だというふうに思っています。

私としては、こうした意見交換の内容も踏まえながら、一つは外国の皆様方の人材としての受入れの促進、そしてもう一つは多文化共生社会をつくっていく、この二つの観点から、人口戦略の中にも対策、対応を盛り込んでいきたいというふうに思っていますし、関係の皆様方と共に、多様性が尊重される外国人の皆様方にとっても働きやすく暮らしやすい長野県づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

#### [県民文化部長直江崇君登壇]

○県民文化部長(直江崇君) 私には多文化共生施策の自治体支援の充実につきまして御質問を 頂戴いたしました。

昨年度、県では、市町村を対象といたしまして多文化共生施策に関しますアンケート調査を 実施し、その回答を基に、川上村、南牧村を含む19市町村に訪問、聞き取りを行いました。そ の中で、議員御指摘のとおり、小規模自治体では外国人に対する日本語教育や生活相談などの 対応が難しいという意見を多く頂戴しておりまして、全県に共通する課題として認識している ところでございます。 これまで、県では、市町村支援の取組として、先ほど議員から御紹介をいただいたもののほか、日本語教育の専門家を県下4地域に配置し、市町村の地域日本語教室の開設・運営の支援、県多文化共生相談センターによる市町村への出張相談会や市町村相談員を対象とした研修会などを実施してまいりました。

これらの取組に加えまして、多くの要望をいただいておりました外国人を対象とした医療機関等での通訳制度につきましては、小規模自治体では対応が難しいことから、県の新規事業としてこの夏から開始するよう現在準備を進めているところでございます。

今後の市町村支援の充実につきましては、少子化・人口減少対策戦略の策定に向けての意見 交換でいただいた御意見を踏まえ、多文化共生施策に関する役割分担などの観点から検討して まいります。

以上でございます。

[教育長武田育夫君登壇]

○**教育長(武田育夫君)**外国由来の子供たちの日本語教育の現状と課題、また対策についてという御質問でございます。

義務教育課の調査によりますと、令和6年度の時点で、本県において日本語指導や支援が必要な外国籍の児童生徒は463名でございます。そうした児童生徒の学習指導や生活支援を行うため、国において教員配置の基礎定数化を進めており、本県では44の小中学校に日本語指導もしくは生活支援のための教員を配置し、支援が必要な児童生徒の98%の指導が可能になっていると承知しておりますが、不足分につきましては、校内の支援体制や市町村費での職員配置により補っていると承知しております。

しかしながら、課題は、日本語指導の専門スキルを持った教員が少ないことでございまして、 県教育委員会では、県内4地区、年2回ずつ開催する外国人児童生徒等指導研修会や日本語指 導の研究者を講師に招いた研修会を開催するなど、担当教員の資質向上に努めているところで ございます。

2点目でございますが、外国由来の子供の就学希望の把握についてということでございます。 令和5年4月に文部科学省が公表した令和4年度外国人の子供の就学状況等調査によります と、県内の学齢相当の外国人の子供の数は、日本語指導が必要な子供の数を含め1,570名、う ち不就学は8名、就学状況が把握できない子供は10名ございました。

議員御指摘のとおり、外国籍の児童生徒には就学の義務はないものの、市町村教育委員会は、その存在を把握した時点で、住民票の有無にかかわらず就学案内を届け、就学を促すものとなっておりますが、全ての方々にこれが届いているかというと、そうではない可能性があるということを認識しております。

県教育委員会といたしましては、医療や福祉機関等との連携を密にして、把握した外国人の子供の状況を速やかに共有することなどを市町村教育委員会に促し、外国人の子供の学びが保障されるようにしてまいりたいと考えております。

[37番中川博司君登壇]

○37番 (中川博司君) 孤立集落の課題などについてはぜひ能登半島の地震の教訓を生かしていただきたいということを申し上げたいと思います。

外国由来の皆さんと共に生き、共に働いていく社会をつくっていくことは、長野県だけでできるわけではありませんので、国に対して外国人基本法など所要の施策整備を求めていくことを改めてお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長(山岸喜昭君)会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する 質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時9分延会